

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口

桑名市及び三重県の人口及び世帯数の推移は表 3.2.1-1 及び図 3.2.1-1 に示すとおりである。

桑名市における人口は減少傾向にある一方、世帯数は増加傾向である。

表 3.2.1-1 人口・世帯数の状況

地域	年	人口(人)			世帯数 (世帯)
		総数	男	女	
桑名市	平成 22 年	140,290	68,914	71,376	51,525
	平成 27 年	140,303	68,740	71,563	53,741
	令和 2 年	138,613	68,084	70,529	56,362
三重県	平成 22 年	1,854,724	903,398	951,326	704,607
	平成 27 年	1,815,865	883,516	932,349	720,292
	令和 2 年	1,770,254	864,475	905,779	742,598

出典：国勢調査（総務省統計局、平成 22 年、27 年、令和 2 年）

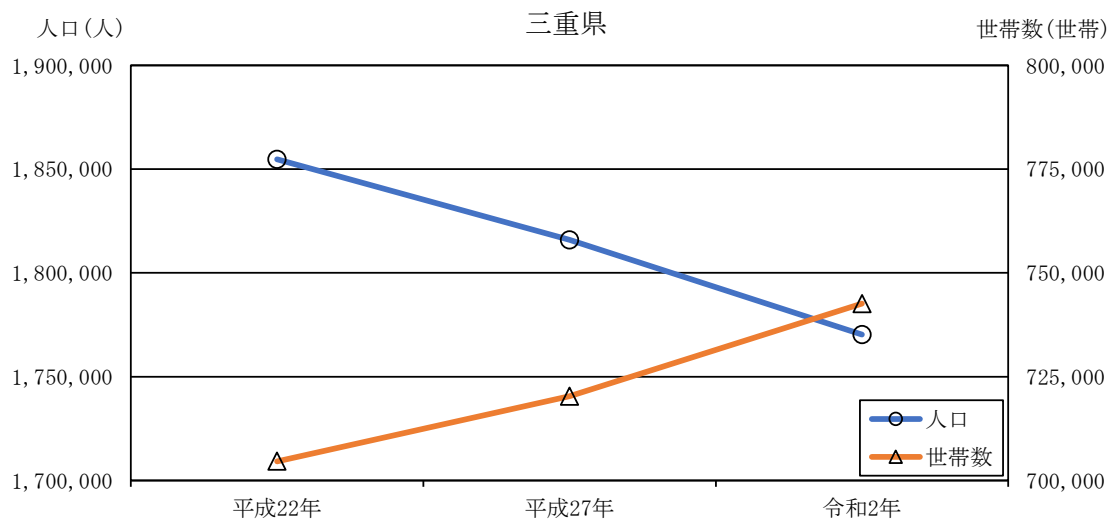
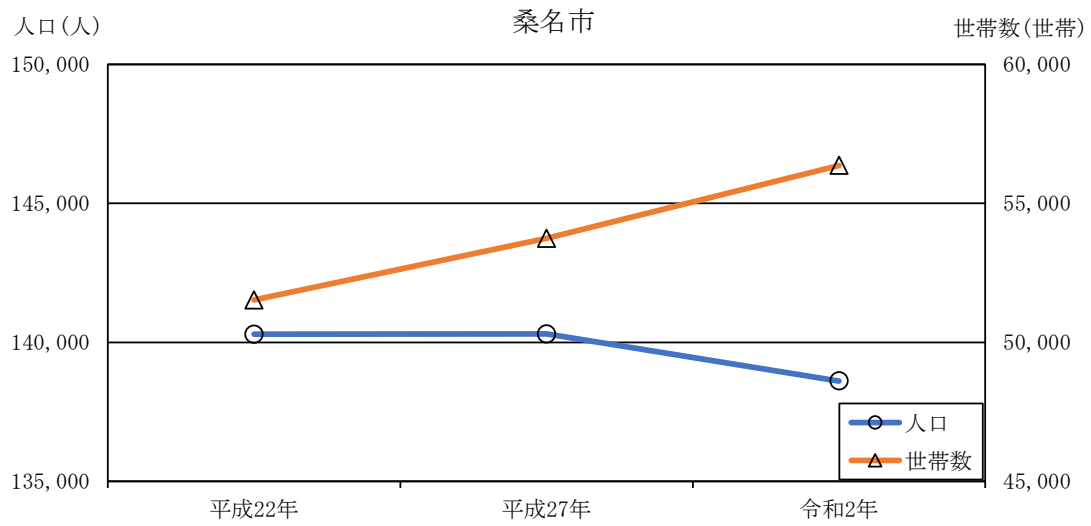


図 3. 2. 1-1 人口の推移

(2) 産 業

桑名市及び三重県全体の産業別就業者数は表 3. 2. 1-2 に示すとおりである。

令和 2 年 10 月 1 日現在における産業別就業者数の割合は、桑名市は県全体と比較して第一次産業の占める割合が少ない一方、第二次産業の占める割合が 32. 5%とやや高くなっている。

表 3. 2. 1-2 産業別就業者数（令和 2 年 10 月 1 日現在）

単位：人、（%）

産 業	桑名市	三重県
第一次産業	1, 090 (1. 6)	26, 455 (3. 1)
農業、林業	955	21, 923
漁 業	135	4, 532
第二次産業	22, 211 (32. 5)	259, 965 (30. 7)
鉱業、採石業、砂利採取業	22	337
建設業	4, 222	56, 631
製造業	17, 967	202, 997
第三次産業	45, 042 (65. 9)	559, 348 (66. 1)
電気・ガス・熱供給・水道業	364	4, 388
情報通信業	1, 143	9, 141
運輸業・郵便業	3, 741	45, 324
卸売・小売業	10, 763	118, 464
金融・保険業	1, 567	16, 482
不動産業、物品賃貸業	1, 064	10, 429
学術研究、専門・技術サービス業	2, 047	20, 451
宿泊業・飲食サービス業	3, 620	43, 997
生活関連サービス業、娯楽業	2, 713	29, 062
教育、学習支援業	3, 094	38, 807
医療、福祉	7, 008	107, 708
複合サービス事業	449	7, 877
サービス業（他に分類されないもの）	3, 588	49, 057
公務（他に分類されるものを除く）	1, 648	28, 764
分類不能の産業	2, 233	29, 397
総 数	68, 343	845, 768

注 1：分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

注 2：割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

出典：「令和 5 年刊 三重県統計書」（三重県）

① 農 業

桑名市及び三重県の農産物販売金額 1 位の部門別経営体数は表 3.2.1-3 に示すとおりである。

令和 2 年における農産物販売金額 1 位の部門別経営体数は、桑名市では稲が最も多く、次いで麦類となっている。

表 3.2.1-3 農産物販売金額 1 位の部門別経営体数（令和 2 年）

単位：経営体

種 類	桑名市	三重県
稲作	623	16,218
麦類作	455	12,502
雑穀・いも類・豆類	1	128
工芸農作物	1	48
露地野菜	4	426
施設野菜	62	708
果樹類	26	483
花き・花木	41	1,187
その他の作物	17	364
酪農	14	127
肉用牛	-	32
養豚	1	107
養鶏	-	35
養蚕	-	66
その他の畜産	-	-

出典：2020 年農林業センサス（農林水産省ホームページ）

② 林 業

桑名市及び三重県の所有形態別林野面積は表 3.2.1-4 に示すとおりである。

令和 2 年における桑名市の林野面積は 2,973ha となっている。

表 3.2.1-4 所有形態別林野面積（令和 2 年）

単位：ha

地域	林野面積 計	国有林			民有林			
		小 計	林野庁	その他 官庁	小 計	独立行政 法人等	公有林	私有林
桑名市	2,973	84	84	-	2,889	-	707	2,182
三重県	370,850	22,104	21,899	205	348,746	13,045	31,434	304,267

出典：2020 年農林業センサス（農林水産省ホームページ）

③ 水産業

三重県における令和3年度の内水面漁業漁獲量は表3.2.1-5に示すとおりである。

三重県における内水面漁業漁獲量は54tとなっており、このうち、準対象事業実施区域が含まれる揖斐川水系では49tとなっている。

表3.2.1-5 内水面漁業魚種別漁獲量（令和3年）

単位：t

区分	計	魚類							貝類	その他の水産動植物類	
		その他のさけ・ます類	あゆ	こい	ふな	うなぎ	はぜ類	その他			
揖斐川水系	49	1	-	0	0	1	0	0	0	48	0
三重県	54	5	0	4	0	1	0	0	0	49	0

出典：第69次東海農林水産統計年報（令和3～4年）（東海農政局ホームページ）

④ 商業

桑名市及び三重県の商業の状況は表3.2.1-6に示すとおりである。

平成28年の桑名市の年間商品販売額は277,025百万円となっている。

表3.2.1-6 商業の状況

地域	卸売業			小売業			合計		
	事業所数	従業者数（人）	年間商品販売額（百万円）	事業所数	従業者数（人）	年間商品販売額（百万円）	事業所数	従業者数（人）	年間商品販売額（百万円）
桑名市	235	1,993	87,134	1,421	8,450	189,891	1,356	10,443	277,025
三重県	3,302	25,629	1,871,064	12,922	93,666	1,912,559	16,224	119,295	3,783,623

出典：「令和5年刊 三重県統計書」（三重県）

⑤ 工業

桑名市及び三重県の工業の状況は表3.2.1-7に示すとおりである。

令和元年の桑名市の製造品出荷額等は40,599,650万円となっている。

表3.2.1-7 工業の状況（従業員4人以上）

地域	事業所数	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
桑名市	313	13,254	40,599,650
三重県	3,398	207,694	1,071,725,557

出典：「令和5年刊 三重県統計書」（三重県）

3.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用（土地利用分布及び面積）

桑名市の土地利用の状況は表 3.2.2-1 及び図 3.2.2-1 に示すとおりである。

その結果、田が最も多く、民有地全体の約 35%となっている。

表 3.2.2-1 総面積及び民有地の地目別土地利用の現況（令和 3 年現在）

単位：km²、（%）

地域	総面積	民有地									
		総数	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
桑名市	136.65	65.47 (100.0)	22.96 (35.1)	6.30 (9.6)	21.34 (32.7)	0.00 (0.0)	0.17 (0.3)	9.26 (14.1)	-	0.46 (0.7)	4.93 (7.4)

注1：「-」は、該当の無いものを示す。

注2：「0」は、単位に満たないものを示す。

注3：割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

出典：令和 5 年刊 三重県統計書(三重県)

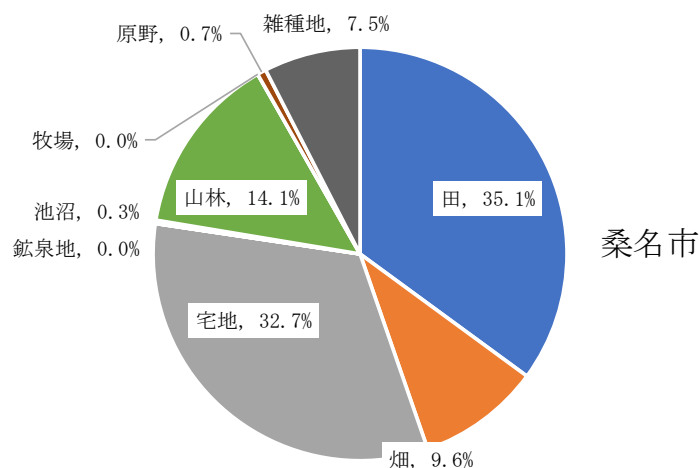


図 3.2.2-1 民有地の地目別土地利用の現況

(2) 土地利用規制

① 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりである。

ア) 都市地域

準対象事業実施区域及びその周辺の都市地域は図 3.2.2-2 に示すとおりであり、準対象事業実施区域及びその周辺に都市地域が分布している。なお、準対象事業実施区域は全域が市街化調整区域に含まれている。

イ) 農業地域

準対象事業実施区域及びその周辺の農業地域は図 3.2.2-3 に示すとおりであり、準対象事業実施区域及びその周辺に農業地域及び農用地区域が分布している。なお、準対象事業実施区域全域が農業地域に含まれているほか、準対象事業実施区域の一部が農用地区域に含まれている。

ウ) 森林地域

準対象事業実施区域及びその周辺の森林地域は図 3.2.2-4 に示すとおりであり、準対象事業実施区域及びその周辺に森林地域が分布している。

② 都市計画に基づく用途地域の指定状況

準対象事業実施区域及びその周辺の用途地域の指定状況は図 3.2.2-5 に示すとおりであり、準対象事業実施区域内には「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく用途地域の指定はないが、周辺には工業専用地域が隣接している。

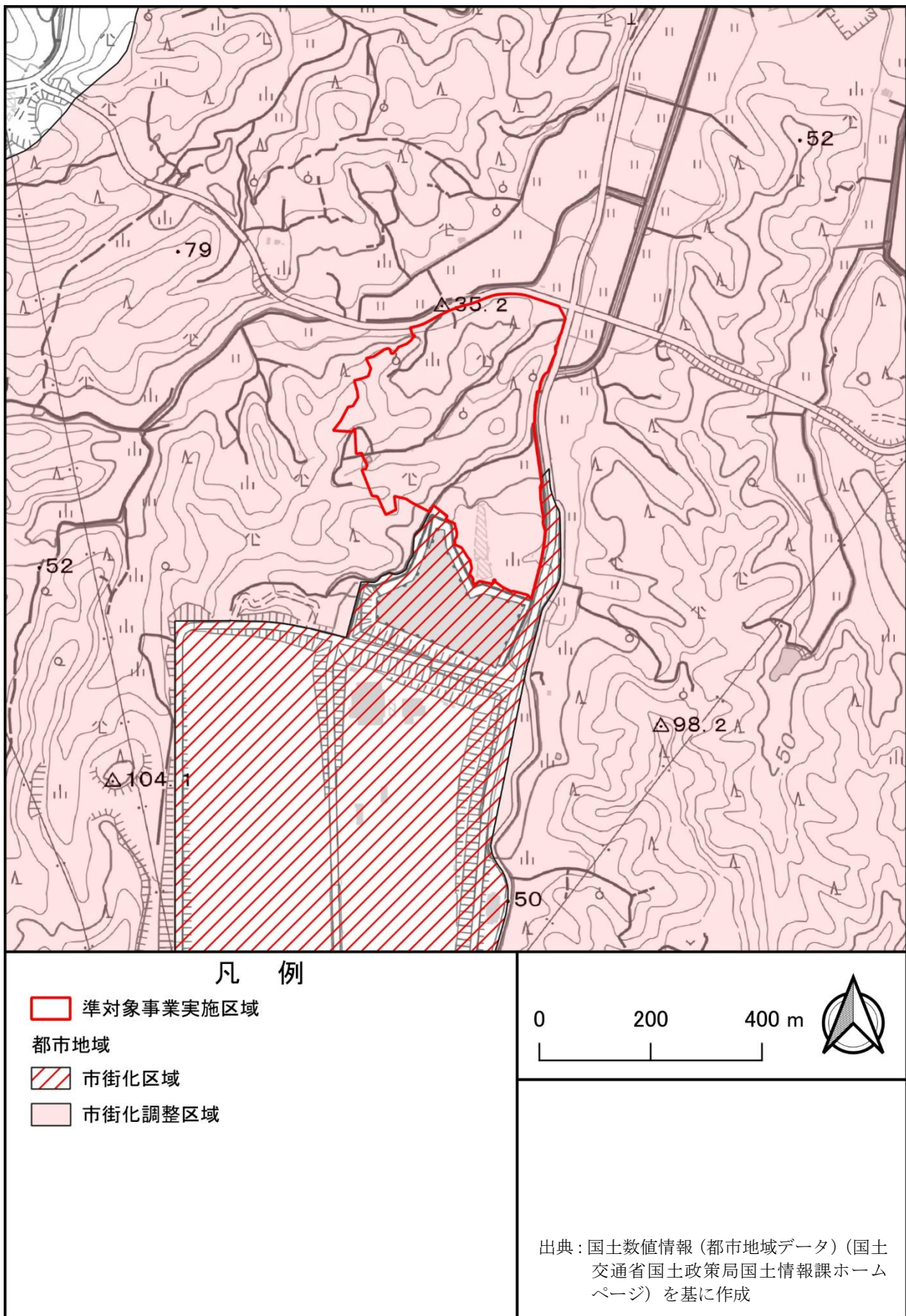
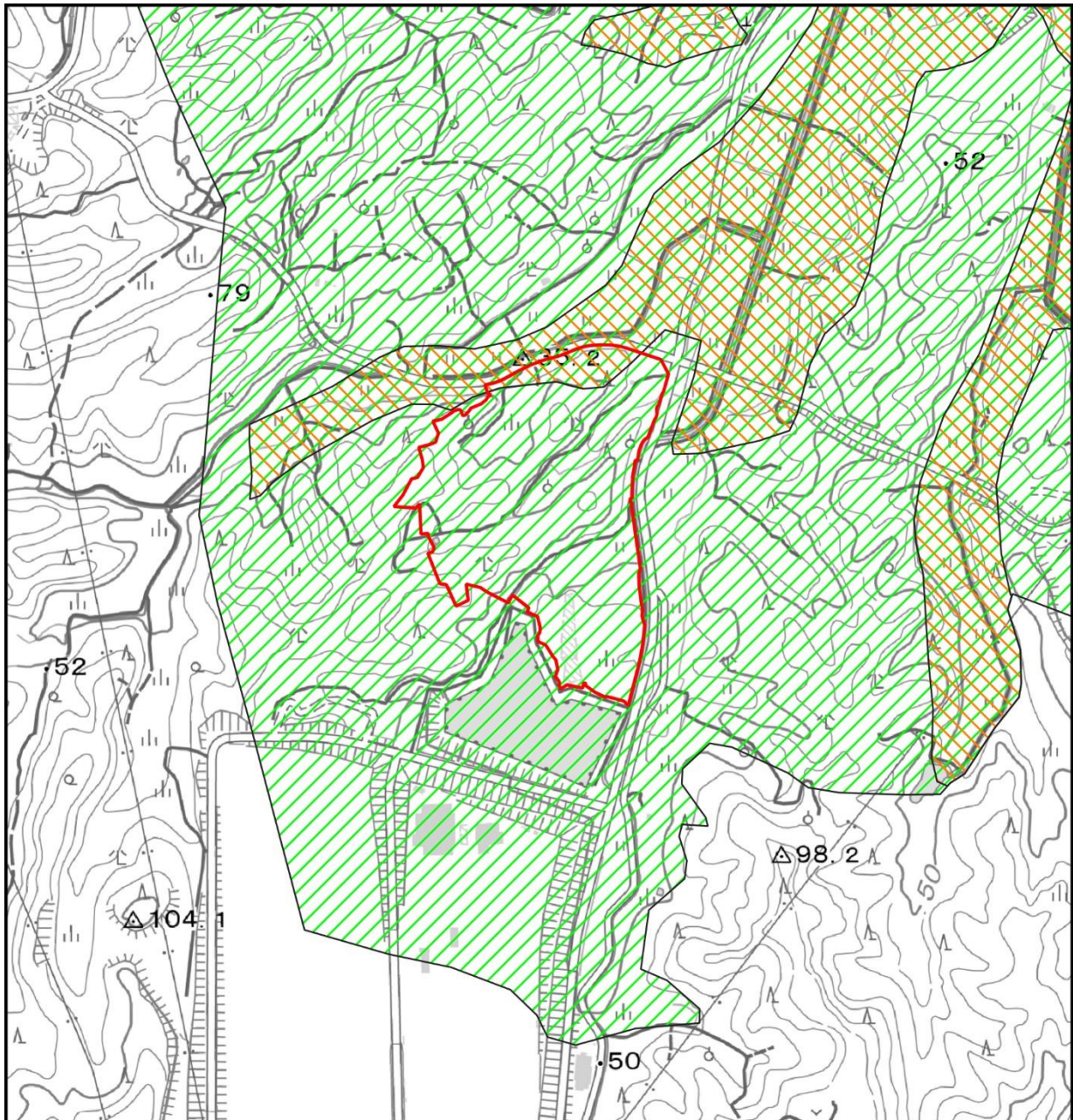



図 3.2.2-2 土地利用基本計画図（都市地域）



凡 例

 準対象事業実施区域

農業地域

 農業地域

 農用地区域

0 200 400 m



出典：国土数値情報（農業地域データ）（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）

図 3.2.2-3 土地利用基本計画図（農業地域）

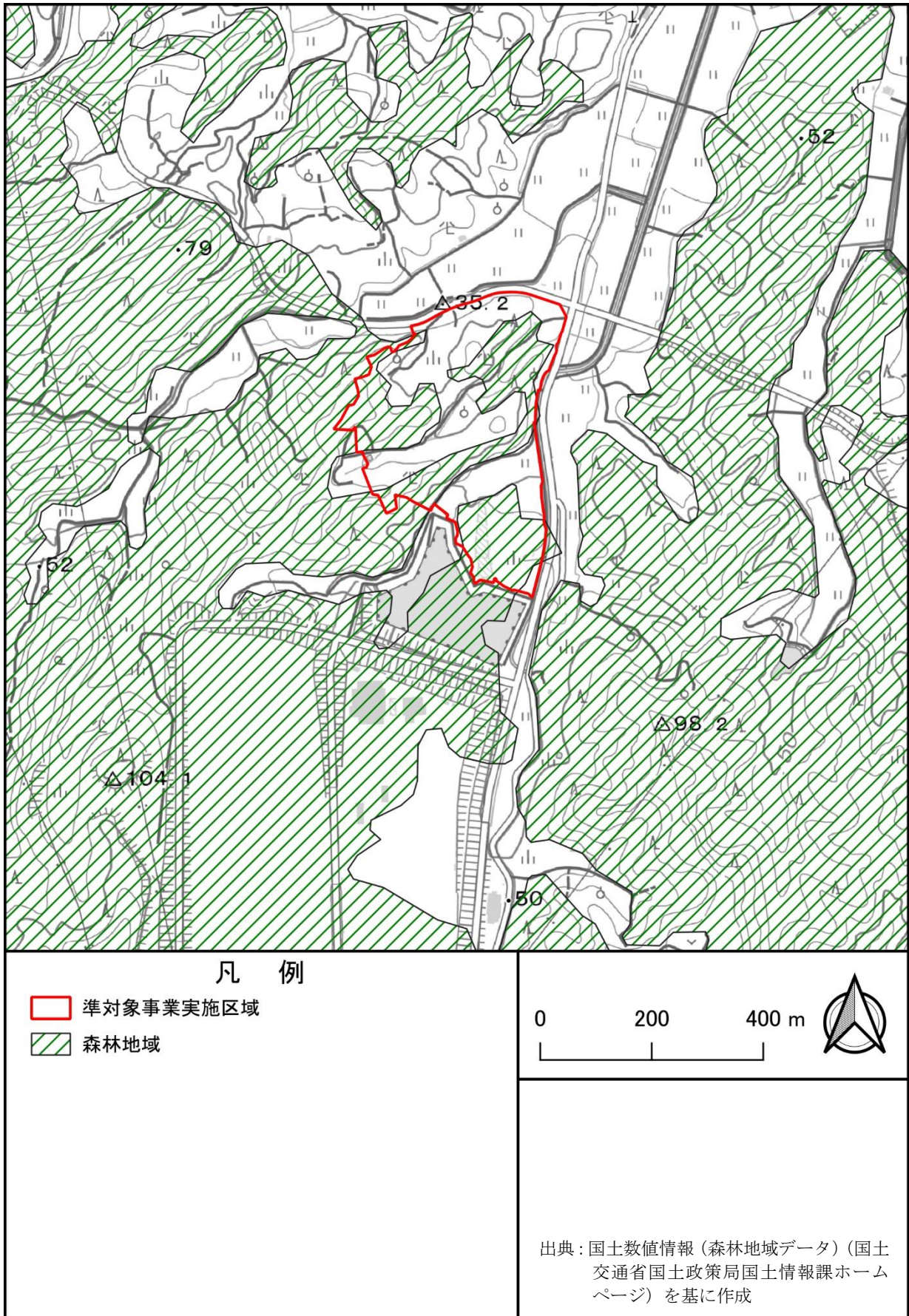


図 3.2.2-4 土地利用基本計画図（森林地域）

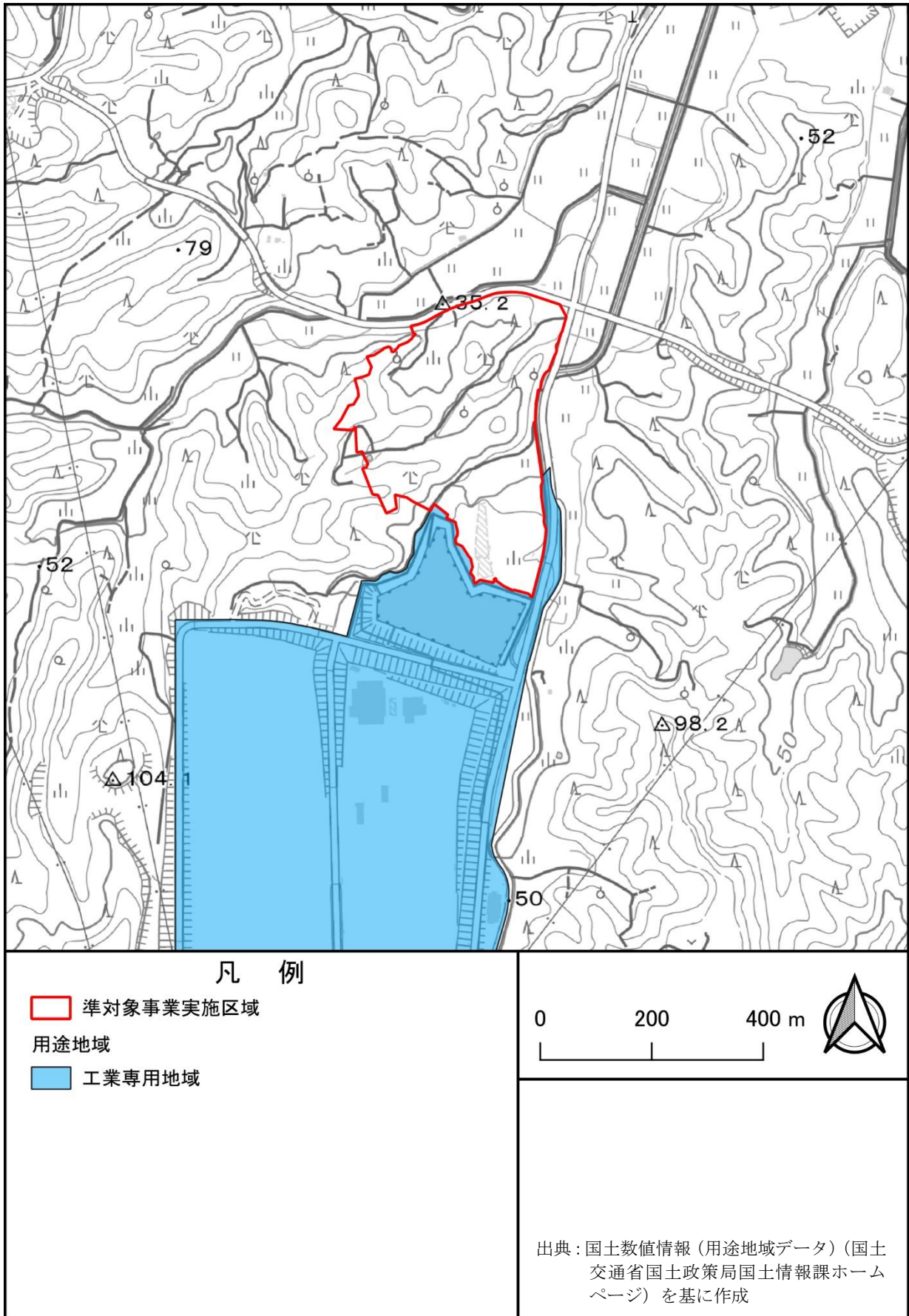


図 3.2.2-5 用途地域図

3.2.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川及び湖沼

① 水道用水

桑名市における上水道の取水状況は表 3.2.3-1 に示すとおりであり、桑名市では表流水及び伏流水による河川水取水、浅井戸及び深井戸による地下水取水並びに県からの受水により取水している。

準対象事業実施区域の周辺においては、上水道用水の水源としての河川及び湖沼の利用はない。

表 3.2.3-1 上水道の取水状況（令和 3 年度）

地域	給水区域内 人口 (人)	現在の 給水人口 (人)	計画一日最大取水量 (m ³ /日)							
			合計	ダム	表流水	伏流水	浅井戸	深井戸	湧水	受水
桑名市	141,045	141,025	83,498	-	598	10,000	37,200	10,300	-	25,400

注：「-」は、該当のないものを示す。

出典：令和 3 年度 三重県の水道概況（三重県）

② 農業用水

「主要水系利水現況図 木曾川水系（名古屋）」（平成 14 年 3 月、国土交通省国土地理院）を基に加工したものは図 3.2.3-1 に示すとおりであり、準対象事業実施区域を流域に含む沢地川、落合川及び力尾谷川の流域には、水田としての土地利用が確認できる。

③ 漁業

準対象事業実施区域及びその周辺では、揖斐川下流域及び員弁川水系に漁業権が設定されている。

漁業権の設定状況は表 3.2.3-2 及び図 3.2.3-2 に示すとおりである。

なお、準対象事業実施区域を流域に含む沢地川、落合川及び力尾谷川には漁業権は設定されていない。

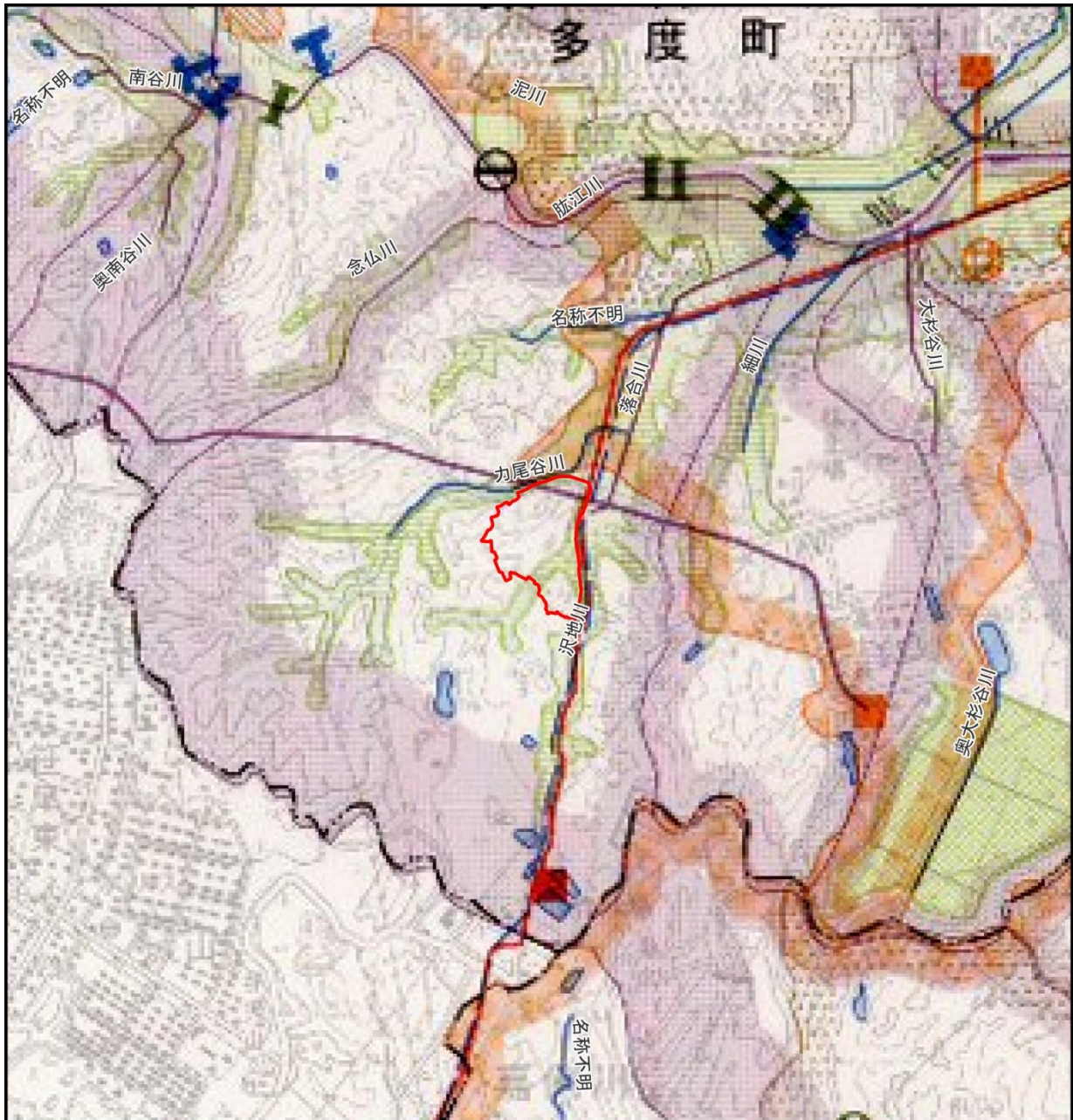
表 3.2.3-2 漁業権の設定状況

漁業種類	免許番号	河川名	漁業の名称	漁業協同組合名
第五種共同漁業	三重内共第 1 号	員弁川	あゆ漁業、あめご漁業 にじます漁業、おいかわ漁業、 こい漁業、ふな漁業	桑員河川漁業協同組合

出典：三重県内の第五種共同漁業権一覧（三重県ホームページ）

(2) 地下水

準対象事業実施区域周辺では、上水道が整備されているため、飲料水を井戸水のみ依存している地区はないと考えられる。



凡 例

準対象事業実施区域

その他凡例は図3.2.3-1(2)に示すとおり。

0 0.5 1 km



出典：主要水系利水現況図 木曾川水系 ⑨
名古屋（平成14年、国土交通省）

図 3. 2. 3-1(1) 準対象事業実施区域より下流の利水状況

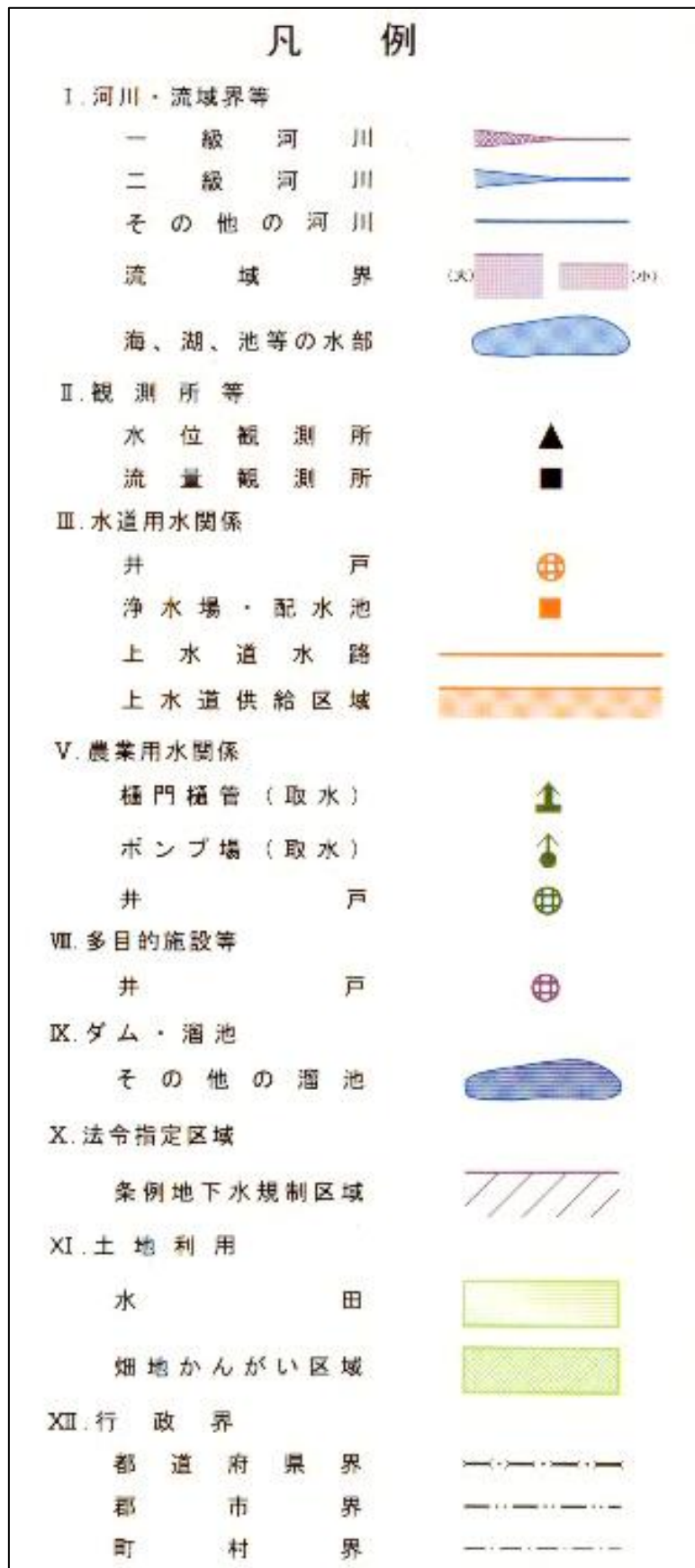
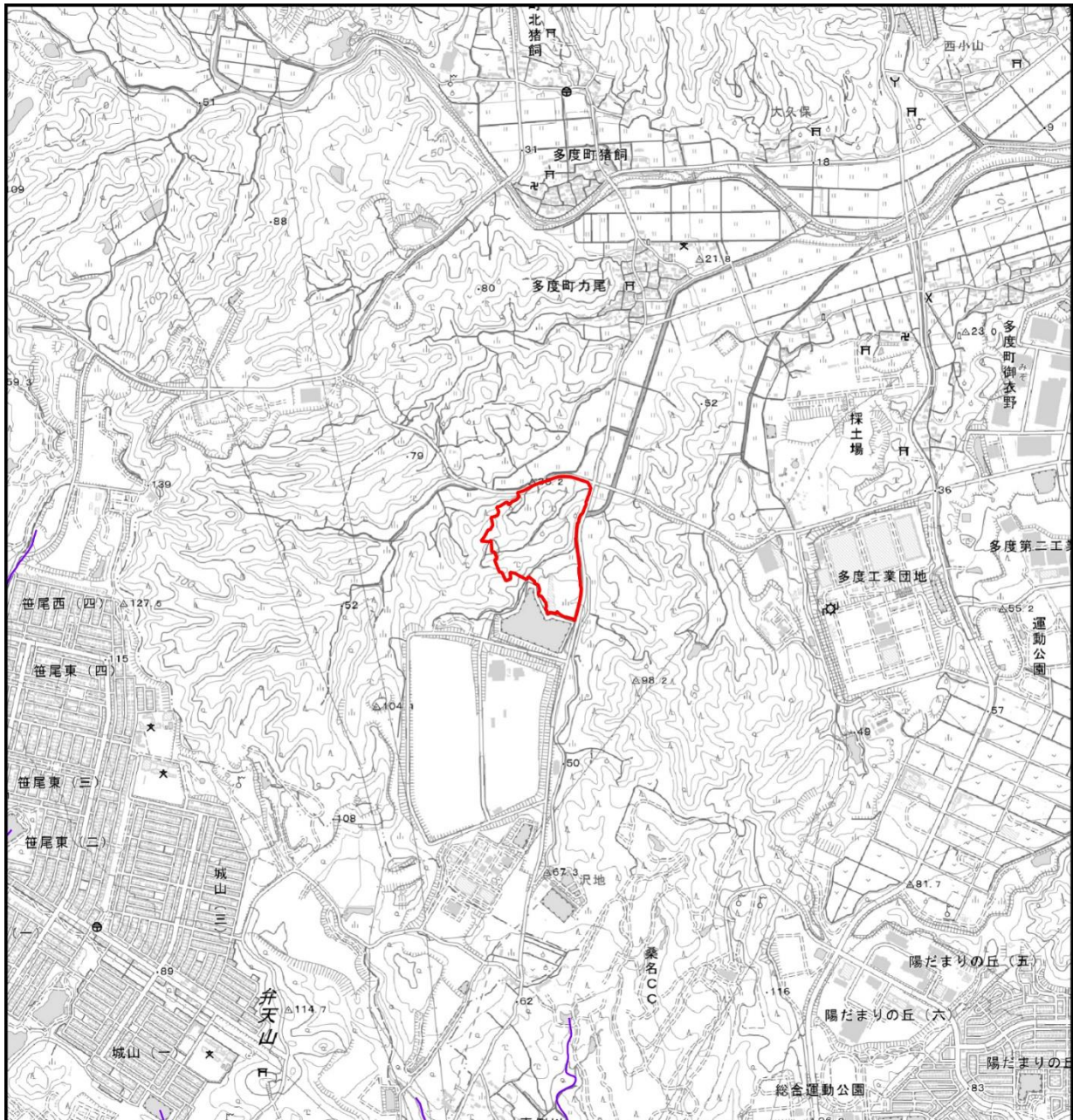


図 3. 2. 3-1 (2) 準対象事業実施区域より下流の利水状況（凡例）



凡 例

- 準対象事業実施区域
- 三重内共第1号(桑員河川漁協)

0 0.5 1 km



出典：水産要覧（令和5年、三重県農林水産部水産資源課）

図 3.2.3-2 漁業権の設定状況

3.2.4 交通の状況

準対象事業実施区域及びその周辺における主要な道路の状況及び交通量調査地点は図 3.2.4-1 に示すとおりである。

また、各地点における令和 3 年度の交通量調査結果は表 3.2.4-1 に示すとおりである。

表 3.2.4-1 主要道路の交通状況（令和 3 年度）

注1 番号	分類	路線名	交通量観測地点名	注2 調査 時間	交通量		昼間 12 時間 大型車 混入率
					12 時間	24 時間 ^{注3}	
①	高 道 速 路	東名阪自動車道	桑名東 IC～桑名 IC	24 時間	33,802	44,794	25.3
②	一 般 国 道	一般国道 258 号	桑名市多度町柚井	12 時間	9,350	12,810	35.4
③			桑名市多度町香取	24 時間	19,468	25,997	32.5
④			桑名市上深谷部	24 時間	20,471	27,098	29.7
⑤		一般国道 421 号	員弁郡東員町大字六把野新田	12 時間	14,750	19,913	6.9
⑥	主 要 地 方 道	北勢多度線	桑名市多度町古野	12 時間	5,655	7,125	27.2
⑦		菰野東員線	員弁郡東員町大字六把野新田	12 時間	9,936	12,718	11.4
⑧		四日市多度線	桑名市多度町力尾	12 時間	4,611	5,764	13.2
⑨			桑名市多度町多度 1 丁目	12 時間	10,393	13,303	32.4
⑩	一 般 県 道	多度長島線	桑名市多度町大鳥居	12 時間	280	330	10.4
⑪		桑名東員線	桑名市大山田 1 丁目	24 時間	15,436	19,224	6.2
⑫		御衣野北猪飼線	桑名市多度町力尾	12 時間	5,585	7,037	14.5
⑬		御衣野下野代線	桑名市多度町下野代	12 時間	4,827	6,082	27.7
⑭		大泉多度線	桑名市多度町北猪飼	12 時間	4,046	5,058	24.0
⑮		多度東員線	員弁郡東員町大字鳥取	12 時間	3,498	4,338	7.6

注 1：表中の番号は図 3.2.4-1 中の番号に対応する。

注 2：12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時

注 3：12 時間観測区間については、昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いて推定した 24 時間交通量を記載。

出典：令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果（国土交通省ホームページ）

3.2.5 環境の保全等について配慮が特に必要な施設の配置の状況

環境保全についての配慮が特に必要な施設（以下、「環境保全上配慮すべき施設」という。）としては、学校、医療機関、社会福祉施設等が挙げられます。準対象事業実施区域及びその周囲における環境保全上配慮すべき施設は表 3.2.5-1 に示すとおりである。

準対象事業実施区域の周辺には図 3.2.5-1 に示すとおり、最も近い施設として準対象事業実施区域から約 1.0km 北北東の位置に「多度青葉小学校」が存在している。

また、準対象事業実施区域周辺の集落として力尾集落、御衣野集落が存在しており、直近の住宅はそれぞれ約 0.5km、約 0.7km の位置に存在している。

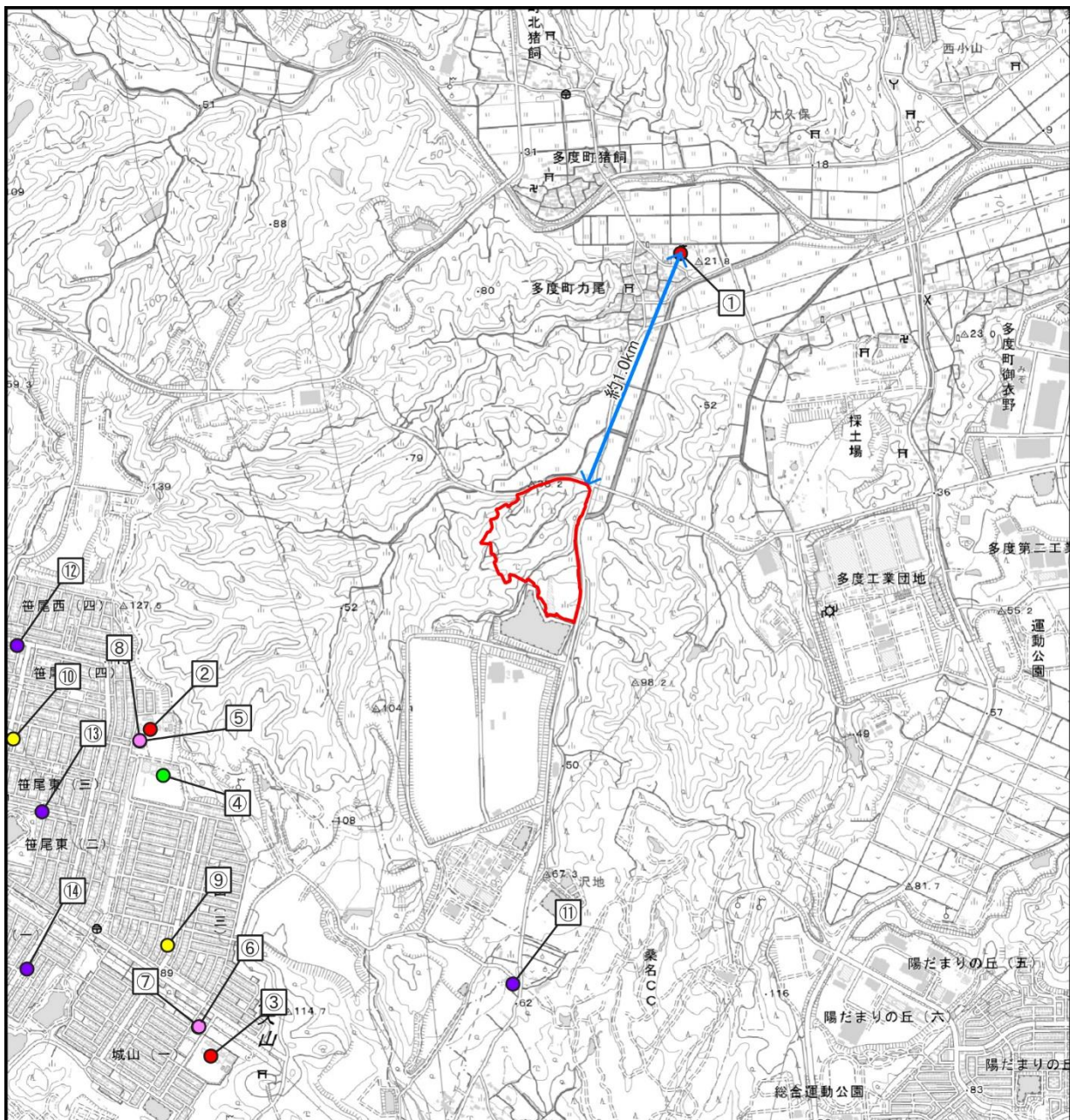
なお、準対象事業実施区域内に建屋が存在しているが、同建屋は既に廃業しているモトクロス場の建屋であり、現在は利用されておらず配慮すべき施設等には該当しない。

表 3.2.5-1 環境保全上配慮すべき施設

No.	区分	施設名	所在地
①	学 校	多度青葉小学校	桑名市多度町力尾 2304-2
②		笹尾東小学校	員弁郡東員町笹尾東 4-28
③		城山小学校	員弁郡東員町城山 1-48
④	中学校	東員第二中学校	員弁郡東員町城山 2-1
⑤	幼稚園	笹尾東幼稚園	員弁郡東員町笹尾東 4-28
⑥		城山幼稚園	員弁郡東員町城山 1-44
⑦	保育園	しろやま保育園	員弁郡東員町城山 1-44
⑧		笹尾第二保育園	員弁郡東員町笹尾東 4-28
⑨	福 社 施 設	ほっこりテラス城山	員弁郡東員町城山 2-30-5
⑩		有料老人ホーム 宅老所 栴	員弁郡東員町笹尾東 3-17-4
⑪	その他の介護 サービス施設	なでしこの家	員弁郡東員町穴太太谷 2578-4
⑫		ゆきわり草第 2	員弁郡東員町笹尾西-6-28
⑬		ダイズ	員弁郡東員町笹尾東 2-9-16
⑭		このて	員弁郡東員町笹尾東 1-30-3

注：表中の番号は図 3.2-8 中の番号に対応する。

出典：国土数値情報（学校、福祉施設データ）（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）



凡 例

準対象事業実施区域

学校

- 小学校
- 中学校
- 幼稚園

福祉施設

- 保育園
- 有料老人ホーム
- その他の介護サービス施設

0 0.5 1 km



出典：国土数値情報（学校、福祉施設データ）（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）

図 3.2.5-1(1) 環境保全上配慮すべき施設の配置の概況

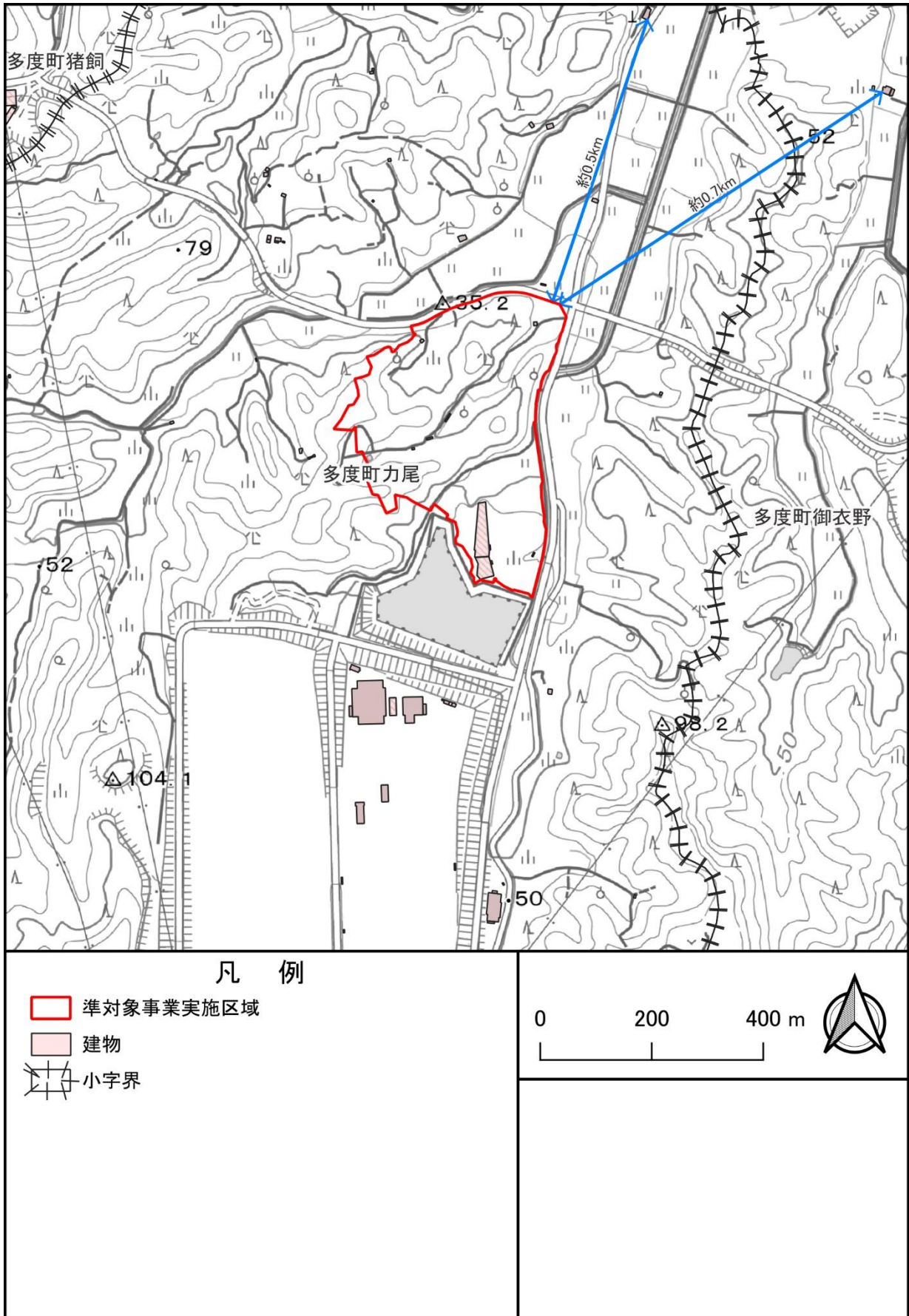


図 3.2.5-1(2) 環境保全上配慮すべき施設の配置の概況

3.2.6 下水道の整備の状況

桑名市及び三重県における汚水処理人口普及状況及び下水道処理人口普及状況は、表 3.2.6-1 に示すとおりである。

令和年度末における桑名市の汚水処理人口普及率は 92.506%、下水道処理人口普及率は 80.700%となっている。

表 3.2.6-1 汚水処理人口普及状況（令和 4 年度末）

地域	住民基本 台帳人口 (人)	汚水処理 人口 (人)	汚水 処理 人口 普及率 (%)	下水道		農業集落 排水施設等		合併処理 浄化槽等		コミュニティ プラント	
				処理 人口 (人)	普及率 (%)	処理 人口 (人)	普及率 (%)	処理 人口 (人)	普及率 (%)	処理 人口 (人)	普及率 (%)
桑名市	139,169	128,740	92.506	112,310	80.700	1,362	0.979	15,068	10.827	0	0.000
三重県	1,764,924	1,571,611	89.047	1,058,504	59.974	92,080	5.217	417,396	23.650	3,631	0.206

出典：三重の下水道 2023-2024（三重県県土整備部下水道課、令和 5 年 10 月）

3.2.7 廃棄物の状況

桑名市及び三重県における一般廃棄物の処理状況は表 3.2.7-1 に示すとおりである。

桑名市の令和 3 年度におけるごみ総排出量は 51,381t となっている。

表 3.2.7-1 一般廃棄物処理施設の整備状況（令和 3 年度）

区分		桑名市	三重県
ごみ総排出量	計画収集量 (t)	49,149	538,541
	直接搬入量 (t)	2,232	62,902
	集団回収量 (t)	0	9,947
	合計 (t)	51,381	611,390
ごみ処理量	直接焼却量 (t)	44,823	502,176
	直接最終処分量 (t)	388	6,124
	焼却以外の中間処理量 (t)	3,370	66,507
	直接資源化量 (t)	2,798	26,608
	合計 (t)	51,379	601,415
中間処理後再生利用量 (t)		5,691	85,689
リサイクル率 (%)		16.5	20.0
最終処分量 (t)		1,279	20,601

注：リサイクル率 = (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) / (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省ホームページ）

3.2.8 環境の保全等を目的とする法令等により指定された地域、その他の対象及び当該対象に係る規制の内容、その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害法令関係

① 環境基準

ア) 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき全国一律に定められ、三重県では大気汚染に係る環境保全目標が定められている。

大気汚染に係る環境基準は表3.2.8-1(1)に、ベンゼン等の有害大気汚染物質に係る環境基準は表3.2.8-1(2)に、三重県の大気汚染に係る環境保全目標は表3.2.8-1(3)に示すとおりである。

表3.2.8-1(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：大気汚染に係る環境基準について(昭和48年環境庁告示第25号)

二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年環境庁告示第38号)

微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について(平成21年環境省告示第33号)

表 3.2.8-1(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

出典：ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第4号)

表 3.2.8-1(3) 大気汚染に係る環境保全目標（三重県）

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	年平均値が 0.017ppm 以下であること
二酸化窒素	年平均値が 0.020ppm 以下であること

イ) 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づき定められている。騒音に係る環境基準は道路に面する地域以外の地域については表3.2.8-2(1)に、道路に面する地域については表3.2.8-2(2)に、幹線交通を担う道路に近接する空間については表3.2.8-2(3)に示すとおりである。

なお、準対象事業実施区域の周辺には類型のあてはめが行われている地域が存在する。

表 3.2.8-2(1) 騒音に係る環境基準【道路に面する地域以外の地域】

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日午前6時まで)
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：類型A：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

類型B：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

類型C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)、「令和元年版 環境白書」（三重県）

表 3.2.8-2(2) 騒音に係る環境基準【道路に面する地域】

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前 6 時から午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から翌日午前 6 時まで)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

出典：騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）

表 3.2.8-2(3) 騒音に係る環境基準【幹線交通を担う道路に近接する空間】

基準値	
昼間 (午前 6 時から午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から翌日午前 6 時まで)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。	

出典：騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）

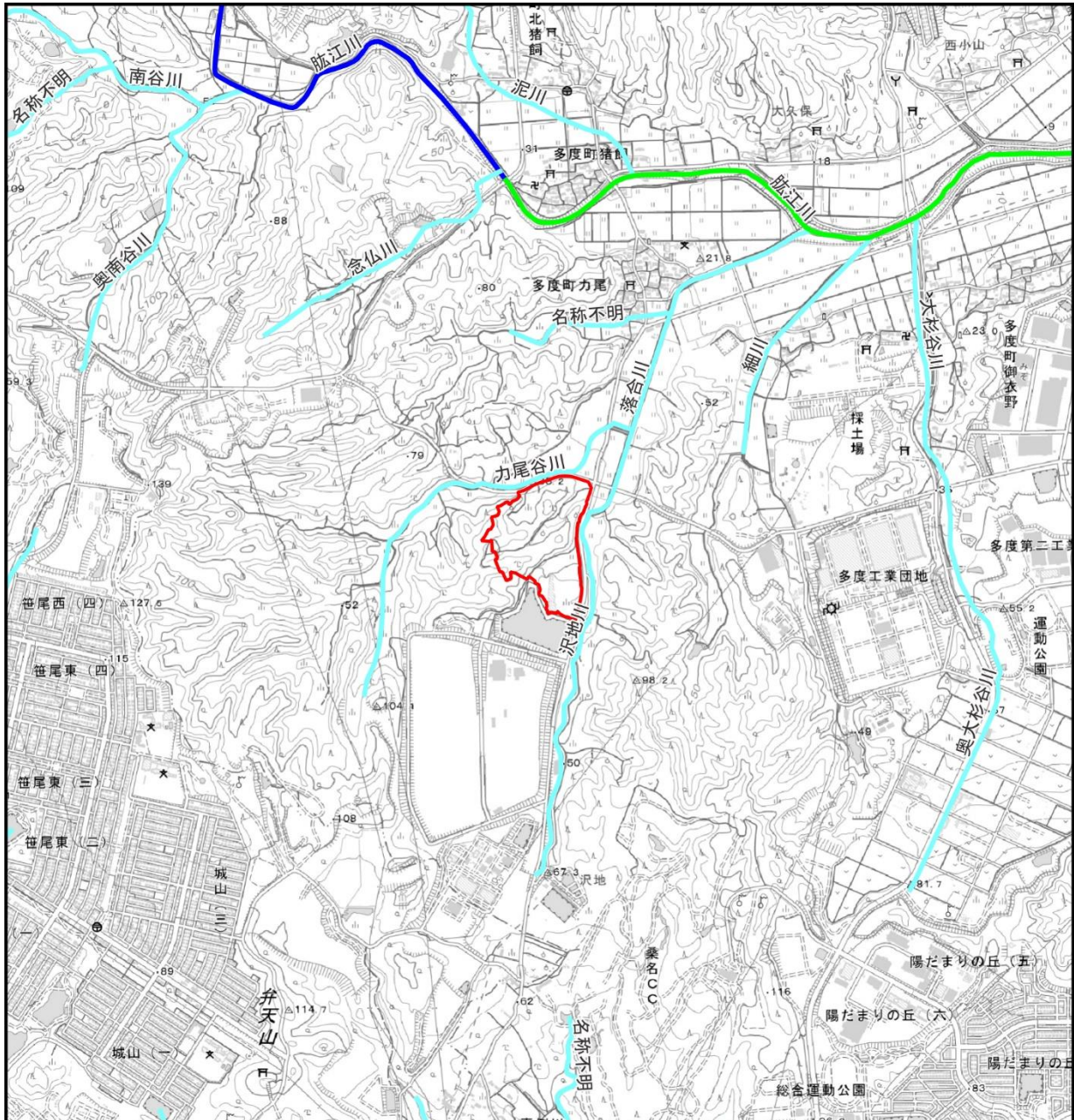
り) 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき定められている。

全公共用水域について一律に定められている「人の健康の保護に関する環境基準」は表 3.2.8-3 に示すとおりである。

また、河川、湖沼、海域ごとに利用目的の適応性、水生生物の生息状況の適応性及び水生生物が生息・再生産する場の適応性に応じた水域類型が設けられている「生活環境の保全に関する環境基準」は表 3.2.8-4～6 に示すとおりである。

準対象事業実施区域及びその周辺では図 3.2.8-1 に示すとおり、準対象事業実施区域の北側を流れる肱江川は念仏橋より上流が河川 AA 類型に、下流が河川 A 類型に指定されている。



凡 例

- 準対象事業実施区域
- 河川(類型区分)
- 河川AA類型 水生生物A類型
- 河川A類型 水生生物B類型
- 類型指定なし

0 0.5 1 km



出典：水環境総合情報サイト（環境省ホームページ）

図 3.2.8-1 水域の環境基準類型指定の状況

表 3.2.8-3 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>

出典：水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

表 3.2.8-4(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
3. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

注：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊な浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.2.8-4(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン系 脂肪酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考:基準値は、年間平均値とする。				

出典：水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

表 3.2.8-5(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2・3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考

- 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。
- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。
- 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
- 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
- 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。

注：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2・3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.2.8-5(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1・2・3 級(特殊なものを除く。) 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考			
1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。			
2. 基準値は、年間平均値とする。			
3. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。			
4. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

注：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.2.8-5(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン ルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考:基準値は年間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

表 3.2.8-5(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考:基準値は、日間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

表 3.2.8-6(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

備考

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。
- 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。

注：自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

表 3.2.8-6(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考

- 基準値は、日間平均値とする。
- 水域類型の指定は、海洋プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注：自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 水産1種：底生魚類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度
 出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

表 3.2.8-6(3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン ルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.2.8-6(4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

エ) 地下水の水質汚濁

地下水の水質汚濁に係る環境基準は「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき全国一律に定められている。地下水の水質汚濁に係る環境基準は表3.2.8-7に示すとおりである。

表3.2.8-7 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考	1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)

わ) 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は表3.2.8-8に示すとおりである。

表3.2.8-8 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサソ	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

注：環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。

出典：土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)

か) ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、ダイオキシン類特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準が全国一律に定められている。ダイオキシン類に係る環境基準は表 3.2.8-9 に示すとおりである。

表 3.2.8-9 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基準値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。	
注 1: 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。	
注 2: 水質汚濁(水底の底質汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。	
注 3: 水底の底質汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。	
注 4: 土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。	
出典: ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)、土壌汚染に係る環境基準について(平成 3 年環境庁告示第 46 号)	

② 規制基準等

ア) 大気汚染

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）では工場・事業場に設置されるばい煙・粉じん発生施設等に対して排出基準または規制区域等が定められている。大気汚染に係る規制基準は表 3.2.8-10 及び表 3.2.8-11 に示すとおりである。

表 3.2.8-10 大気汚染防止法に基づく排出基準

規制物質	規制方式	規制値
硫黄酸化物	規制基準 (量規制、地域ごとの K 値規制方式)	四日市地域 K=3.0(特別排出基準 K=1.17) 桑名・鈴鹿地域 K=14.5 (桑名市は旧桑名市に限る) その他の地域 K=17.5
	総量規制(四日市市、三重郡朝日町及び同郡川越町)	
ばいじん	排出基準(濃度規制、物質種類、施設種類ごと)	0.04~0.50g/Nm ³ (特別排出基準 0.03~0.20g/Nm ³)
カドミウム及びその化合物	同 上	1.0mg/Nm ³
塩素及び塩化水素	同 上	塩素 30mg/Nm ³ 塩化水素 80~700mg/Nm ³
弗素、弗化水素及び弗化珪素	同 上	1.0~20mg/Nm ³
鉛及びその化合物	同 上	10~30mg/Nm ³
水銀	同 上	新設：8~100 μg/Nm ³ 、既設：10~400 μg /Nm ³
窒素酸化物	同 上	60~2000ppm
	総量規制(四日市市、三重郡朝日町及び同郡川越町)	
ダイオキシン類※	同 上	新設：0.1~5ng-TEQ/Nm ³ 、既設：1~10ng-TEQ/Nm ³
特定粉じん(石綿)	規制基準(濃度規制)	10 本/L
ベンゼン	規制基準(濃度規制)	新設：50~600mg/Nm ³ 、既設：100~1500mg/Nm ³
トリクロロエチレン	規制基準(濃度規制)	新設：150~300mg/Nm ³ 、既設：300~500mg/Nm ³
テトラクロロエチレン	規制基準(濃度規制)	新設：150~300mg/Nm ³ 、既設：300~500mg/Nm ³

出典：大気汚染防止法(昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号)

※ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）

表 3.2.8-11 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく排出基準

規制物質	排出基準等	
	排出口	敷地境界
硫黄酸化物	四日市地域 K=1.17, 2.92, 3.0	—
ばいじん	特別排出基準適用区域 0.1~0.8 g/Nm ³ その他 0.2~5.0 g/Nm ³	—
塩素	30 mg/Nm ³	0.9 mg/Nm ³
塩化水素	80~700mg/Nm ³	2 mg/Nm ³
鉛及びその化合物	—	0.03 mg/Nm ³
アセトアルデヒド	200 mg/Nm ³	12 mg/Nm ³
ホルムアルデヒド	7.5 mg/Nm ³	0.35 mg/Nm ³
五酸化バナジウム	—	0.015 mg/Nm ³
硫酸	—	0.6 mg/Nm ³
スチレン	—	4.6 mg/Nm ³
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	12 mg/Nm ³	0.3 mg/Nm ³
エチレンオキサイド	200 mg/Nm ³	12 mg/Nm ³
窒素酸化物	総排出量規制(四日市地域)	

出典：三重県生活環境の保全に関する条例施行規則(平成 13 年 3 月 27 日三重県規則第 39 号)

イ) 騒音

(a) 特定工場等において発生する騒音の規制基準

特定工場等において発生する騒音の規制については、表 3.2.8-12 に示す「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)による規制基準と、表 3.2.8-13 に示す「三重県生活環境の保全に関する条例」(平成 13 年三重県条例第 7 号)による規制基準が定められている。

準対象事業実施区域の周辺には「騒音規制法」に基づく各規制区域に指定される箇所があり、準対象事業実施区域は「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく「その他の地域」に指定されている。

表 3.2.8-12 特定工場等において発生する騒音の規制基準（騒音規制法による規制）

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前 8 時から 午後 7 時まで)	朝・夕 (午前 6 時から午前 8 時まで及び 午後 7 時から午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から 翌日午前 6 時まで)
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

備考

- 第 1 種区域: 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域
第 2 種区域: 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び市長が指定した地域
第 3 種区域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び市長が指定した地域
第 4 種区域: 工業地域及び市長が指定した地域
- 第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。

出典：工場・事業場に対する騒音・振動規制の手引き（三重県、平成 27 年）

表 3.2.8-13 工場等において発生する騒音の排出基準（三重県生活環境の保全に関する条例）

時間の区分 区域の区分	昼 間 (8:00～19:00)	朝 夕 (6:00～8:00) (19:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
1 第 1 種低層住居専用地域及び 第 2 種低層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
2 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中 高層住居専用地域、第 1 種住居地域、 第 2 種住居地域及び準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
3 近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
4 工業地域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
5 その他の地域 (工業専用地域を除く)	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

備考

- 表中の地域区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる地域である
- 第 3 号の項から第 5 号の項までの地域については、当該地域に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m 区域内における基準は、それぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする

出典：三重県生活環境の保全に関する条例施行規則(平成 13 年 3 月 27 日三重県規則第 39 号)

(b) 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制については、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「三重県生活環境の保全に関する条例」（平成 13 年三重県条例第 7 号）に基づいて定められており、その基準は表 3.2.8-14 に示すとおりである。

「騒音規制法」に基づく規制では、準対象事業実施区域の周辺において規制地域の指定があり、準対象事業実施区域は「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく「1号区域」に指定されている。

表 3.2.8-14 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分 規制項目	1号区域	2号区域	適用除外
基準値	85 デシベル		
作業禁止時間	午後 7 時～翌日の午前 7 時	午後 10 時～翌日の午前 6 時	①②③④
最大作業時間	10 時間/日	14 時間/日	①②
最大作業日数	連続 6 日		①②
作業禁止日	日曜日その他の休日		①②③④⑤
備考			
1：基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値			
2：区域区分 1号区域 三重県全域(ただし、工業専用地域及び下記「2号区域」を除く。)			
2号区域 工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80mの区域を除く区域			
3：適用除外 ①災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある場合			
②人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に行う必要がある場合			
③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に行う必要がある場合			
④道路法又は道路交通法の規定に基づき条件が付けられた場合			
⑤変電所の変更工事で特に行う必要がある場合			
4：勧告・命令 基準値を超える大きさの騒音を発生する【特定】建設作業については、騒音の防止の方法の改善のみならず、1日における作業時間を最大作業時間未満 4 時間以上の間において短縮させることができる。			

出典：三重県生活環境の保全に関する条例施行規則(平成 13 年 3 月 27 日三重県規則第 39 号別表第 19 騒音規制法(昭和 43 年 11 月 27 日厚生省、建設省告示第 1 号))

(c) 自動車騒音の要請限度

自動車騒音については、「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)に基づき要請限度が定められており、その基準は表 3.2.8-15 に示すとおりである。

なお、準対象事業実施区域の周辺において規制地域の指定のある区域が存在する。

表 3.2.8-15 自動車騒音に係る要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分		時間の区分	
		昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
a 区域及び b 区域	1 車線を有する道路	65	55
a 区域	2 車線以上の車線を有する道路	70	65
b 区域	2 車線以上の車線を有する道路	75	70
c 区域	車線を有する道路	75	70
幹線道路に近接する区域における特例		75	70
備考			
1:「昼間」、「夜間」及び「幹線交通を担う道路」とは、それぞれ騒音に係る環境基準と同じ。			
2:「a 区域」、「b 区域」、「c 区域」及び「幹線交通を担う道路に近接する区間」とは、それぞれ騒音に係る環境基準の該当地域の「A」、「B」、「C」及び「幹線交通を担う道路に近接する区域」と同じ。			

出典：騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号)

り) 振 動

(a) 特定工場等において発生する振動の規制基準

特定工場等において発生する振動の規制については、表 3.2.8-16 に示す「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)による規制基準と、表 3.2.8-17 に示す「三重県生活環境の保全に関する条例」(平成 13 年三重県条例第 7 号)による規制基準が定められている。

準対象事業実施区域の周辺には、「振動規制法」に基づく各規制区域に指定される箇所があり、準対象事業実施区域は「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく「その他の地域」に指定されている。

表 3.2.8-16 特定工場等において発生する振動の規制基準（振動規制法に基づく規制）

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前 8 時から 午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から 翌日午前 8 時まで)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル
備考 1. 第 1 種区域: 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び市長が指定した地域 第 2 種区域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び市長が指定した地域 2. 第 2 種区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。		

出典：工場・事業場に対する騒音・振動規制の手引き（三重県、平成 27 年）

表 3.2.8-17 工場等において発生する振動の排出基準（三重県生活環境の保全に関する条例）

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 (8:00～19:00)	夜 間 (19:00～8:00)
1 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、及び準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
2 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、 工業地域及びその他の地域（工業専用地域を除く。）	65 デシベル	60 デシベル
備考 1：表中の区域区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる各地域である 2：第 2 号の項の地域については、当該地域に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内における基準は、それぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。		

出典：三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成 13 年 3 月 27 日三重県規則第 39 号）

(b) 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

特定建設作業に伴って発生する振動の規制については、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）及び「三重県生活環境の保全に関する条例」（平成 13 年三重県条例第 7 号）に基づいて定められており、その基準は表 3.2.8-18 に示すとおりである。

「振動規制法」に基づく規制では、準対象事業実施区域の周辺において規制地域の指定があり、準対象事業実施区域は「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく「1 号区域」に指定されている。

表 3.2.8-18 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

区域の区分 規制項目	1号区域	2号区域	適用除外
基準値	75 デシベル		
作業禁止時間	午後7時～翌日の午前7時	午後10時～翌日の午前6時	①②③④
最大作業時間	10時間/日	14時間/日	①②
最大作業日数	連続6日		①②
作業禁止日	日曜日その他の休日		①②③④⑤
備考 1：基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値 2：区域区分 1号区域：三重県全域(ただし、工業専用地域及び下記「2号区域」を除く。) 2号区域：工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域を除く区域 3：適用除外 ① 災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある場合 ② 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に行う必要がある場合 ③ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に行う必要がある場合 ④ 道路法又は道路交通法の規定に基づき条件が付けられた場合 ⑤ 変電所の変更工事で特に行う必要がある場合 4：勧告・命令 基準値を超える大きさの振動を発生する【特定】建設作業については、振動の防止の方法の改善のみならず、1日における作業時間を最大作業時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。			

出典：三重県生活環境の保全に関する条例施行規則(平成13年3月27日三重県規則第39号)
 振動規制法施行規則第11条、別表第1(昭和51年11月10日総理府令第58号)

(c) 道路交通振動の要請限度

道路交通振動については、「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づいて要請限度が定められており、その基準は表3.2.8-19に示すとおりである。

なお、準対象事業実施区域の周辺において規制地域の指定のある区域が存在する。

表 3.2.8-19 道路交通振動の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
1	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、及び準住居地域	65 デシベル	60 デシベル
2	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70 デシベル	65 デシベル

出典：振動規制法施行規則(昭和51年11月10日総理府令第10号)
 振動規制法施行規則に基づく知事が定める区域及び時間の区分(昭和52年12月6日三重県告示第73号)

エ) 悪 臭

悪臭については、「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)に基づき県知事(市の区域内については市長)がアンモニア等の不快なにおいの原因となり生活環境を損なう恐れのある 22 物質(特定悪臭物質)または人の嗅覚による規制(臭気指数)を行っている。悪臭に係る規制基準は表 3.2.8-20 に示すとおりである。

桑名市は全域が特定悪臭物質による規制区域に指定されていることから、準対象事業実施区域及びその周辺が規制区域に該当している。

表 3.2.8-20(1) 特定悪臭物質による規制(敷地境界線の地表における規制基準)

単位: ppm

特定悪臭物質名	1号規制基準値
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

出典: 悪臭規制の手引き(三重県、平成 28 年)

表 3.2.8-20(2) 特定悪臭物質による規制（排出口における規制基準）

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンが規制対象物質であり、その規制基準は、次の換算式によって得られた排出口における排出量（悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 3 条に定める方法により算出して得た流量）である。

$$Q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

Q: 流量(単位温度 0 度、圧力 1 気圧の状態に換算した m³/h)

He: 補正された排出口の高さ、有効煙突口 (m)

Cm: 敷地境界線の地表における規制基準値(1 号規制基準値)

He が 5m 未満となる場合については適用しない。

出典：悪臭規制の手引き(三重県、平成 28 年)

表 3.2.8-20(3) 特定悪臭物質による規制（排水における規制基準）

特定悪臭物質名	排水の量 Q (m ³ /s)	規制基準値
メチルメルカプタン	$Q \leq 0.001$	0.03
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.007
	$0.1 < Q$	0.001
硫化水素	$Q \leq 0.001$	0.1
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.02
	$0.1 < Q$	0.005
硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.3
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.07
	$0.1 < Q$	0.01
二硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.6
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.1
	$0.1 < Q$	0.03

出典：悪臭規制の手引き(三重県、平成 28 年)

わ) 水質汚濁

準対象事業実施区域及びその周辺における工場及び事業場からの排水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき全国一律の排水基準（有害物質 28 物質、生活環境 15 項目）が定められている。

また、三重県では「大気汚染防止法第 4 条第 1 項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排出基準を定める条例」（昭和 46 年三重県条例第 60 号）により、特定事業場に対して「水質汚濁防止法」の上乗せ基準が定められている。

水質汚濁に係る排水基準は表 3.2.8-21 に示すとおりである。

表 3.2.8-21(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（有害物質）

項 目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mgCd/L
シアン化合物	1mgCN/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mgPb/L
六価クロム化合物	0.5mgCr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mgHg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mgSe/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mgB/L 海域 230mgB/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mgF/L 海域 15mgF/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L*
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考	
<p>1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p>	

注：表中の「※」はアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
 出典：排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）

表 3. 2. 8-21 (2) 水質汚濁に係る一律排水基準（生活環境項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度(pH)	5.8～8.6（ただし、海域は5.0～9.0）
生物化学的酸素要求量(BOD)	160 mg/L（日間平均 120 mg/L）
化学的酸素要求量(COD)	160 mg/L（日間平均 120 mg/L）
浮遊物質(SS)	200 mg/L（日間平均 150 mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量(T-N)	120 mg/L（日間平均 60 mg/L）
燐含有量(T-P)	16 mg/L（日間平均 8 mg/L）

備考

1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50 m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行(昭和49年12月1日)の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
 5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であつて水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
 7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- ※「環境大臣が定める湖沼」昭和60年環境庁告示第27号(窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼)
「環境大臣が定める海域」平成5年環境庁告示第67号(窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域)

出典：排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)、大気汚染防止法第4条第1項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排出基準を定める条例(昭和46年三重県条例第60号)

表 3.2.8-21(3) 水質汚濁に係る一律排水基準（上乘せ基準）

単位：mg/L（pHを除く）

排出水量	事業場設置時期	水域	基準値							
			水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	抽出物質含有量		フェノール類含有量	銅含有量
							ノルマルヘキサン	油脂類動物性		
海域に排出されるもの				鉍油類						
50 m ³ /日以上 400 m ³ /日未満	新設 (昭和47年1月1日以降)	第1種	5.8以上 8.6以下	25 (20)	25 (20)	90 (707)	-	-	1	1
		第2種	5.8以上 8.6以下	130 (100)	130 (100)	130 (100)	-	-	1	1
		天白川	-	25 (20)	-	90 (70)	-	-	1	1
400 m ³ /日以上	既設	第1種	-	65 (50)	-	90 (70)	(1)	-	1	1
		第2種	5.8以上 8.6以下	130 (100)	130 (100)	130 (100)	(1)	-	1	1
		天白川	-	25 (20)	-	90 (70)	(1)	-	1	1
	新設 (昭和47年1月1日以降)	第1種	5.8以上 8.6以下	25 (20)	25 (20)	90 (70)	(1)	(10)	1	1
		第2種	5.8以上 8.6以下	130 (100)	130 (100)	130 (100)	(1)	-	1	1
		天白川	-	25 (20)	-	90 (70)	(1)	(10)	1	1

注1：（ ）内の数字は日間平均値、「-」は基準が設定されていないことを示す。

注2：第1種水域：木曾川、員弁川、朝明川、三滝川、内部川、鈴鹿川（本川、派川）、安濃川、雲出川、阪内川、櫛田川、祓川、笹笛川、大堀川、宮川、加茂川、迫子川、桧山路川、南張川、五ヶ所川、小方川、古和川、奥川、大谷川、木津川、名張川、赤羽川、銚子川、矢ノ川、古川、逢川、湊川、西郷川、井戸川、尾呂志川、熊野川、神内川の各河川の指定区域（支派川を含む）及び、これに接続し、流入する水路の水域

注3：第2種水域：第1種水域に属しない公共用水域（天白川水域を除く。）

注4：天白川水域：天白川（支派川を含む。）及び、これに接続し、流入する水路の水域

注5：四日市・鈴鹿水域の第2種水域に新設する特定事業場については第1種水域が適用される。

注6：次に掲げる業種は例外あり。

- ・畜産農業及び畜産サービス業
- ・毛紡績業（洗毛）
- ・コーンスターチ製造業及び植物油製造業
- ・パルプ又は紙加工業
- ・グルタミン酸ソーダ製造業
- ・熱硬化性樹脂製造業
- ・化学工業
- ・石油化学工業
- ・潤滑油製造業

出典：「大気汚染防止法第4条第1項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」（三重県条例第60号 昭和46年）

か) 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)に基づく区域の指定に係る基準が定められている。区域の指定に係る基準は表 3. 2. 8-22 に示すとおりである。

桑名市においては、「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)に基づく「形質変更時要届出区域」に指定された地域が存在するが、「要措置区域」に指定された地域は存在しない。

なお、桑名市において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和 45 年法律第 139 号)に基づく「農用地土壌汚染対策地域」に指定された地域は存在しない。

表 3. 2. 8-22(1) 区域の指定に係る基準 (土壌溶出量基準)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0. 003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0. 05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0. 002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0. 003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0. 02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0. 002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0. 004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0. 1mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0. 04mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0. 002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0. 02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0. 0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0. 01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0. 01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0. 006mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0. 006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0. 01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0. 01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0. 01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0. 8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0. 01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

出典：土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年環境省令第 29 号)

表 3. 2. 8-22 (2) 区域の指定に係る基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

出典：土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年環境省令第 29 号)

表 3. 2. 8-22 (3) 土壌汚染対策法に定める地下水基準

分類	特定有害物質の種類	地下水基準
第一種特定 有害物質	クロロエチレン	0.002 mg/L 以下
	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
	第二種特定 有害物質	カドミウム及びその化合物
六価クロム及びその化合物		0.05 mgCr(VI) 以下
シアン化合物		検出されないこと
水銀及びその化合物		0.0005 mgHg/L 以下、かつ、 アルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物		0.01 mgSe/L 以下
鉛及びその化合物		0.01 mgPb/L 以下
砒素及びその化合物		0.01 mgAs/L 以下
ふっ素及びその化合物		0.8mgF/L 以下
ほう素及びその化合物	1mgB/L 以下	
第三種特定 有害物質	シマジン	0.003 mg/L 以下
	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
	チウラム	0.006 mg/L 以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと

出典：土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号)

キ) 地盤沈下

地盤沈下については、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号）及び「三重県生活環境の保全に関する条例」により地下水の採取の規制に関する指定地域が定められている。

図 3.2.8-2 に示すとおり、準対象事業実施区域は同条例に基づく規制地域に含まれていない。但し、規制地域を除く桑名市一帯は同条例に基づく「揚水届出地域」に含まれており、揚水設備を設置する際には条例に基づく届出を要することが定められている。

ク) 産業廃棄物

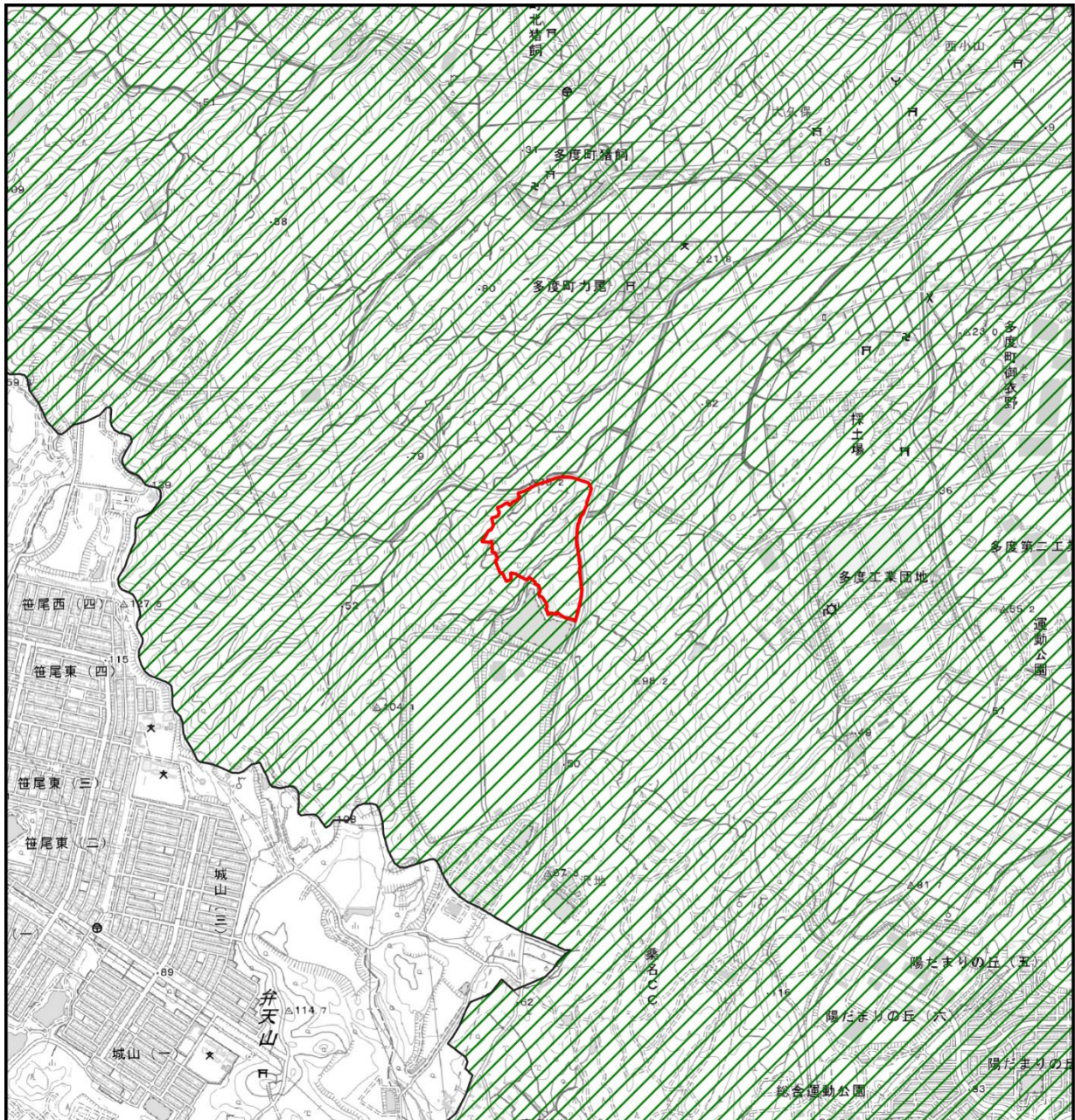
産業廃棄物については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物（石綿等含有廃建材を含む）は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

ケ) 温室効果ガス

温室効果ガスについては「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされている。

また、三重県では「三重県地球温暖化対策推進条例」（平成 25 年三重県条例第 77 号）に基づき、事業者に対し事業活動における地球温暖化対策に係る目標及び措置を定め、当該目標を達成するための事業活動の継続的な改善を行うとともに、当該地球温暖化対策を公表することを義務付けている。



凡 例

- 準対象事業実施区域
- 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく
地下水採取規制地域
- 揚水届出地域

0 0.5 1 km



出典：三重県 揚水規制地域図（三重県ホームページ）

図 3. 2. 8-2 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく地下水採取規制地域

③ その他の環境保全計画等

ア) 三重県環境基本計画

三重県は、持続的発展が可能な社会の構築を目指し、令和2年3月に「三重県環境基本計画～持続可能な「スマート社会みえ」をめざして～」を策定している。

施策の推進にあたっては、環境課題の解決だけでなく、経済・社会的な課題の解決にも貢献することができるよう、次に示す3つの視点に基づくこととしている。

視点1: 環境、経済、社会の統合的向上

視点2: 協創（パートナーシップ）によるアプローチ

視点3: イノベーションの促進・活用

本計画では、SDGsの考え方をふまえ、環境、経済、社会の統合的向上が図られた持続可能な社会「スマート（SMART）社会みえ」の実現を目指しており、以下の5本を柱として推進していくこととしている。

- I. 低炭素社会の構築
- II. 循環型社会の構築
- III. 自然共生社会の構築
- IV. 生活環境保全の確保
- V. 共通基盤施策

イ) ミッションゼロ 2050 みえ

三重県は2019年12月に、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す「ミッションゼロ 2050 みえ ～脱炭素社会の実現を目指して～」を宣言し、県が率先して地球温暖化対策に取り組む決意を示している。

ウ) 三重県地球温暖化対策総合計画

現在及び将来の気候変動影響による被害を防止・軽減するため、三重県の実態に応じた新たな適応策を盛り込んだ「三重県地球温暖化対策総合計画」を令和3年3月に策定した。また、令和3年10月に国が「地球温暖化対策計画」を改定したことを踏まえ、温室効果ガスの削減目標を見直すとともに削減取組を強化するため、令和5年3月に計画が再度改定されている。

本計画では、令和12（2030）年度における三重県の温室効果ガス排出量を、平成25（2013）年度比で47%削減することを目標とし、「県民一人ひとりが脱炭素に向けて行動する持続可能な社会」を実現すべく、以下4つを基本方向として取組みを進めることとしている。

- (a) 温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と、気候変動影響を軽減する「適応」を、気候変動対策の両輪として施策を推進する。
- (b) SDGsの観点を踏まえた環境、経済、社会の統合的向上をめざす。
- (c) さまざまな主体（県民、事業者、金融機関、民間団体、教育・研究機関、他の地方公共

団体等)との協創を重視する。

(d) 新型コロナウイルス危機からの復興を気候変動対策とともに進める。

エ) 三重県循環型社会形成推進計画

平成 28 年に策定した「三重県廃棄物処理計画」は令和 2 年度で満了となり、令和 3 年 4 月から、「三重県循環型社会形成推進計画」が策定された。本計画では、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく「食品ロス削減推進計画」としても位置づけている。

(a) 計画期間

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間としている。

(b) 基本理念

新たな知見や技術を受け入れ、多様な主体とパートナーシップでめざす循環社会「循環関連産業の振興による経済発展と社会課題解決の両立に向けて」としている。

(c) 取組方向

- 取組方向 1 パートナーシップで取り組む「3R+R」
- 取組方向 2 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進
- 取組方向 3 廃棄物処理の安全・安心の確保
- 取組方向 4 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決
- 取組方向 5 人材育成と ICT の活用

また、本計画の推進にあたっては、PDCA サイクルに基づき、定期的に計画の進捗状況を把握し、取組について点検・評価し、翌年度の取組の改善につなげることとしている。

カ) みえ生物多様性推進プラン

三重県は、生物多様性基本法に基づく生物多様性の保全と持続可能な利用に関する地域戦略として、平成 24 年に「みえ生物多様性推進プラン」を策定した。令和元年 3 月までに 4 年間の計画期間を終え、現在は令和 5 年度までの三期目の計画期間となる。

三期目のプランの実施にあたり、目指すべき姿を「みんなで生物多様性の保全と持続可能な利用が進められる地域社会」とし、以下のとおり 4 つの取り組み方針を定めている。

●取組方針 1 「重要な自然環境や野生生物の保全」

〈1-1 希少野生生物の保全〉

〈1-2 自然環境保全地域等の重要地域の保全〉

〈1－3 自然地の開発行為による影響の低減〉

●取組方針2 「豊かな里地・里山・里海の保全と利用」

〈2－1 農林水産業における担い手の確保〉

〈2－2 農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生〉

〈2－3 自然環境保全活動の連携促進〉

●取組方針3 「生物多様性への負荷の抑制」

〈3－1 外来生物による被害防止〉

〈3－2 獣害・病害虫に強い農山村づくりの推進〉

〈3－3 環境汚染による自然環境への影響の抑制〉

〈3－4 地球温暖化の抑制〉

●取組方針4 「生物多様性保全の環境づくり」

〈4－1 生物多様性の理解促進〉

〈4－2 生物多様性に関する人材育成〉

〈4－3 生態系に配慮した公共工事〉

〈4－4 人と自然とのふれあいの場の確保〉

か) 桑名・員弁広域環境基本計画

本計画は、桑名・員弁地域の2市2町（桑名市・いなべ市・東員町・木曾岬町）の各環境基本条例第10条にある、良好な環境の保全と改善に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための、基本的な方向を示すマスタープランとして位置づけられるものであり、環境保全に関する長期的な目標及び施策の方向と、施策の総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めることを目的としている。

2市2町が、地域内での連携や、様々な主体と連携しながら、取り組んでいく環境保全の施策等を明らかにしている。

また、日常生活や事業活動を通じて環境に負荷を与え、環境問題と深く関わっている住民や事業者等も、計画の推進主体と位置づけ、それぞれの主体に期待される役割と、環境を保全するために実践すべき取り組みの方向を示し、各主体間の連携促進を図っている。

●桑名・員弁地域の環境がめざす姿

地域のつながりで環境を守り、育てる桑員

●環境づくりの基本目標

基本目標 1：地球環境に配慮した、資源やエネルギーが大切にされる、循環型社会の地域づくり

基本目標 2：豊かな自然が守られた、水と緑と人が共生する魅力ある地域づくり

基本目標 3：安らぎの空間のなかで、安心・快適に暮らせる地域づくり

基本目標 4：協働でつくる、人と環境にやさしい地域づくり

キ) 桑名市景観計画

桑名市内には良好な自然的景観や歴史的景観、都市的景観などが多数存在しており、桑名市特有の自然景観や歴史的景観、都市景観を保全創出するための枠組みを整備するため、景観に関する総合的な法律である景観法に基づき、「桑名市景観計画」を策定している。

「桑名市景観計画」は、桑名市総合計画に即した景観関連施策のマスタープランであり、各種の部門別計画と整合を図りつつ策定したもので、計画を運用するため、景観条例を制定・施行している。

(2) 自然関係法令等

① 自然保護関係

ア) 自然公園法に基づく自然公園

「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)に基づく自然公園は表 3.2.8-23 及び図 3.2.8-3 に示すとおりである。

準対象事業実施区域の周辺には「水郷県立自然公園」に指定された区域が存在しているが、準対象事業実施区域は同公園には含まれない。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区 : 公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される。

第 1 種特別地域 : 特別保護地区に準ずる景観を持ち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

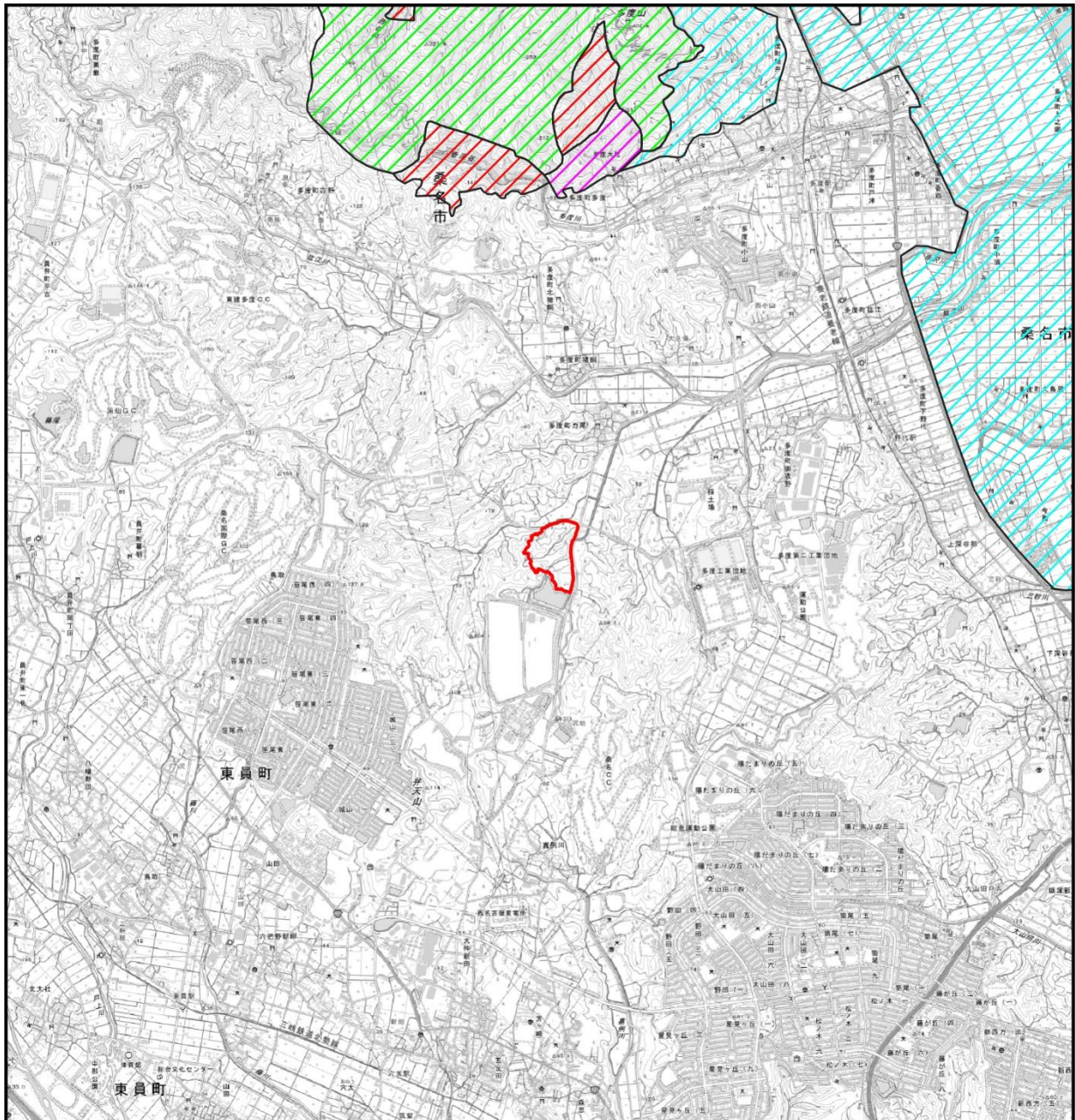
第 2 種特別地域 : 農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。

第 3 種特別地域 : 特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域。


普通地域 : 特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域(バッファゾーン)。

表 3.2.8-23 自然公園の概要


名称 (指定年月日)	面積	概要	関係 市町村
水郷県立 自然公園 (昭和 28 年 10 月 1 日)	6,842ha	木曾三川(木曾川・長良川・揖斐川)河口部の沖積デルタ地帯と、養老山地南端の多度山(403メートル)を含めた区域です。 川岸、中州、低湿地にはヨシ原など水生植物群落が広がり、堤防のマツ並木や舟溜りの川舟が詩情あふれる水郷風景をつくっています。多度山上公園は木曾山川や伊勢・濃尾両平野の巨視的眺望にすぐれ、山麓には勇壮な奇祭「上げ馬神事」で名高い多度神社や宇賀神社が、ツブラジイなどの常緑広葉樹の森に鎮まっています。 河口部一帯は古来、しばしば氾濫と災害の歴史を繰り返してきたところで、水との長い付き合いのなかで生まれた輪中集落は有名です。現在、かつての長島輪中の東端にはわが国屈指の湧水量を誇る近代的温泉郷が開け、また揖斐川河口の近くには、東海道五十三次の「七里の渡し」跡や「住吉浦」が昔日の面影を宿しています。上流には宝暦治水と称され、薩摩藩士たちの汗と涙による築堤工事の偉業を伝える治水神社が祀られ、千本松原が整然と保存されています。	桑名市 木曾岬町





凡 例

 準対象事業実施区域

水郷県立自然公園

 第1種特別地域

 第2種特別地域

 第3種特別地域

 普通地域

0 1 2 km



出典：水郷県立自然公園図（平成2年、三重県）

図 3.2.8-3 自然公園の指定状況

イ) 自然環境保全法に基づく保全地域

準対象事業実施区域及びその周辺には「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号)に基づく自然環境保全地域は存在しない。

ロ) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

準対象事業実施区域及びその周辺には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成 4 年条約第 7 号)の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に基づく自然遺産の区域は存在しない。

ハ) 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

準対象事業実施区域及びその周辺には、「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号)の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域は存在しない。

ニ) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づく鳥獣保護区は表 3.2.8-24 及び図 3.2.8-4 に示すとおりである。

準対象事業実施区域の周辺には、いなべ市員弁東部鳥獣保護区が存在している。

表 3.2.8-24 鳥獣保護区の指定状況

名 称	区 分	面積(ha)	期 限
いなべ市員弁東部鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	339	令和 8 年 10 月 31 日

出典：令和 5 年度三重県鳥獣保護区等位置図(三重県)

ホ) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

準対象事業実施区域及びその周辺には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)に基づく生息地等保護区は存在しない。

ヘ) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

準対象事業実施区域及びその周辺には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和 55 年条約第 28 号)に基づく湿地の区域は存在しない。

コ) 三重県自然環境保全条例に基づく三重県自然環境保全地域

準対象事業実施区域及びその周辺には、「三重県自然環境保全条例」(昭和 48 年条例第 41 号、最終改正：平成 25 年三重県条例第 89 号)に基づく三重県自然環境保全地域の区域は存在しない。

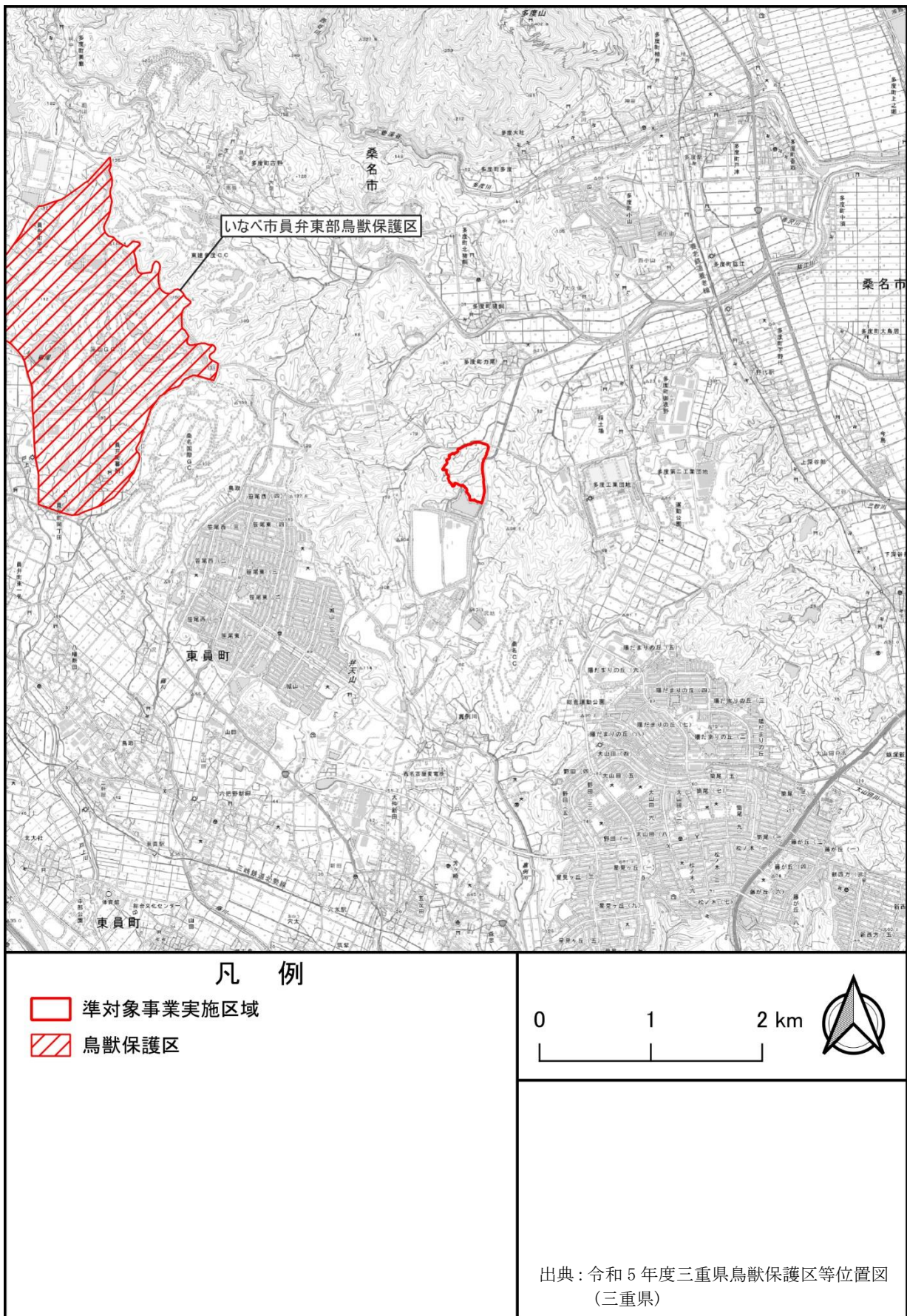


図 3. 2. 8-4 鳥獣保護区等の指定状況

② 史跡・名勝・天然記念物

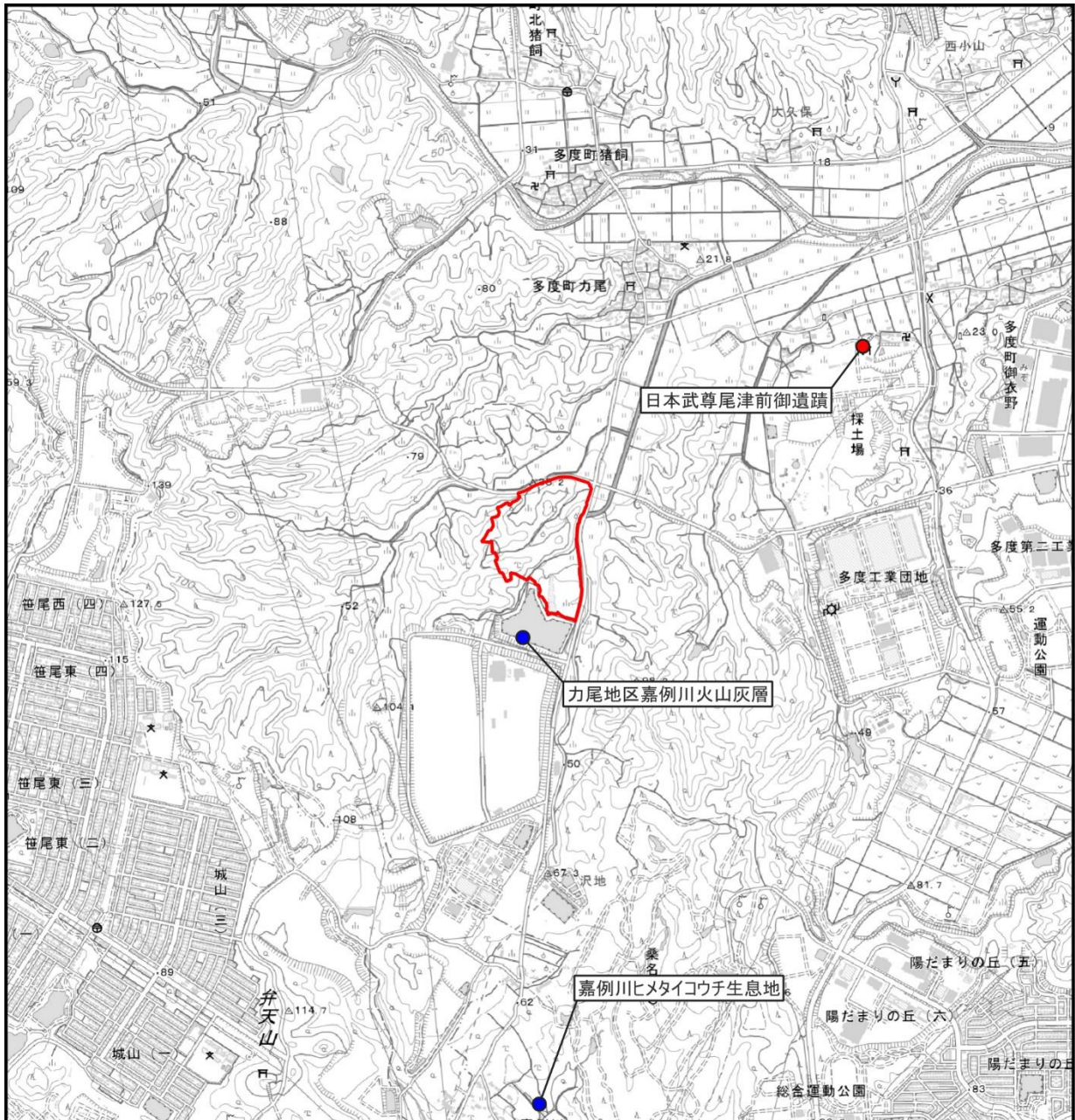
文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)等に基づく史跡・名勝・天然記念物の状況は表 3. 2. 8-25 及び図 3. 2. 8-5 に示すとおりである。

準対象事業実施区域及びその周辺には、東北東に県指定文化財である日本武尊尾津前御遺蹟、南に県指定天然記念物である嘉例川ヒメタイコウチ生息地、直近の南側に市指定天然記念物である力尾地区嘉例川火山灰層が存在している。

表 3. 2. 8-25 準対象事業実施区域及びその周辺における史跡・名勝・天然記念物

指定区分	種 類	名 称	所在地
国	特別天然記念物	オオサンショウウオ カモシカ	地域を定めず
	天然記念物	イヌワシ、オカヤドカリ、ネコギギ、 烏骨鶏、オオワシ、オジロワシ、 カラスバト、カンムリウミスズメ、 紀州犬、河内奴鶏、コクガン、地鶏、 軍鶏、小国鶏、ヤマネ	地域を定めず
三重県	天然記念物	イセギク、イセショウブ、イセナデシ コ、オオダイガハラサンショウウオ	地域を定めず
		嘉例川ヒメタイコウチ生息地	桑名市大字嘉例川字北谷
	文化財	日本武尊尾津前御遺蹟	桑名市多度町御衣野 2268 番 地ほか
桑名市	天然記念物	ヒメタイコウチ	地域を定めず
		力尾地区嘉例川火山灰層	桑名市多度町力尾

出典：文化財データベース(三重県教育委員会ホームページ)、桑名市教育委員会文化財ホームページ(桑名市教育委員会ホームページ)



凡 例		
<p> 準対象事業実施区域</p> <p>史跡・名勝・天然記念物</p> <p> 史跡</p> <p> 天然記念物</p>	<p>出典：文化財データベース(三重県教育委員会ホームページ)</p> <p>桑名市教育委員会 文化財ホームページ(桑名市教育委員会ホームページ)</p>	

図 3.2.8-5 準対象事業実施区域周辺の史跡・名勝・天然記念物

③ 埋蔵文化財

文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は表 3.2.8-26 及び図 3.2.8-6 に示すとおりである。

準対象事業実施区域の周辺には大平遺跡をはじめとした複数の埋蔵文化財包蔵地が存在しているが、準対象事業実施区域内には埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

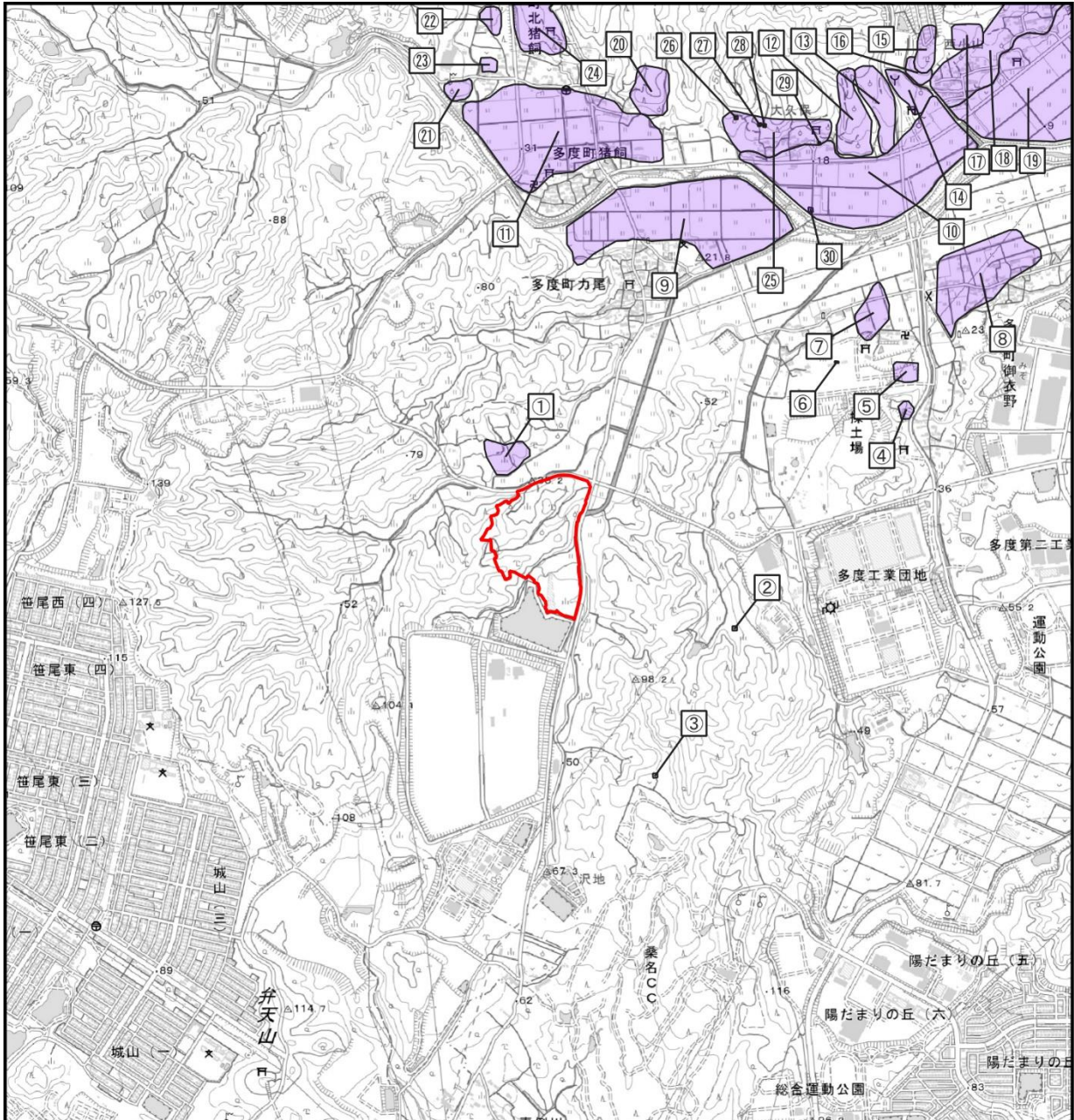
表 3.2.8-26(1) 準対象事業実施区域及びその周辺における周知の埋蔵文化財包蔵地

No.	遺跡名	種別	所在地	時代	備考
①	大平遺跡	散布地	多度町力尾字大平	古墳～中世	遺物：須恵器、灰釉陶器、山茶碗、土師器、青磁
②	新明谷古墳	古墳	多度町御衣野字新明谷	古墳	
③	沢地経塚	その他の遺跡	多度町力尾字沢地	-	
④	御衣野遺跡	散布地	多度町御衣野字西谷	古墳	遺物：須恵器、土馬
⑤	御衣野城跡	城館跡	多度町御衣野字西谷	中世	
⑥	西谷古墳	古墳	多度町御衣野字西谷	古墳	規模・現状・遺構：円墳
⑦	星鳥遺跡	散布地	多度町御衣野字星鳥	古墳～中世	遺物：須恵器、灰釉陶器、山茶碗
⑧	石原遺跡	散布地	多度町御衣野字石原、他	古墳～中世	遺物：土師器、須恵器、灰釉陶器、山茶碗
⑨	砂田遺跡	散布地	多度町猪飼字砂田	古墳～中世	遺物：須恵器、灰釉陶器、山茶碗
⑩	宮前遺跡	散布地	多度町小山字宮前	古墳～中世	
⑪	西田面移籍	散布地	多度町北猪飼字西田面	古墳～中世	遺物：土師器、須恵器、灰釉陶器、山茶碗
⑫	中ノ谷遺跡	散布地	多度町小山字中ノ谷、東塚原	古墳～中世	
⑬	南小山廃寺	社寺跡	多度町小山字中ノ谷	古墳～中世	遺物：土師器、須恵器、灰釉陶器、古代瓦、鷗尾
⑭	西谷通遺跡	散布地	多度町小山字西谷通	古墳～中世	遺物：土師器、須恵器、灰釉陶器、山茶碗
⑮	貝殻谷遺跡	散布地	多度町小山字貝殻谷	古墳～中世	遺物：須恵器、土師器
⑯	西谷通古墳	その他の墓	多度町小山字西谷通	古墳	遺物：須恵器短頸壺
⑰	小山城跡	城館跡	多度町小山字貝殻谷	中世	規模・現状・遺構：土塁、堀切
⑱	東谷通遺跡	散布地	多度町小山字東谷通、宮前	古墳～中世	遺物：土師器、須恵器、灰釉陶器、山茶碗、青磁
⑲	林崎遺跡	散布地	多度町小山字林崎、宮前	古墳～中世	遺物、須恵器、灰釉陶器、山茶碗
⑳	猪飼城跡	城館跡	多度町北猪飼字東谷	中世	規模・現状・遺構：土塁
㉑	西之河原遺跡	散布地	多度町猪飼字西之河原	中世～近世	遺物：中世陶器、近世陶器
㉒	北猪飼 A 遺跡	散布地	多度町北猪飼字馬場	古墳、中世	遺物：須恵器、山茶碗
㉓	北猪飼 B 遺跡	散布地	多度町北猪飼字野添	中世	遺物：山茶碗
㉔	寺山遺跡	散布地	多度町北猪飼字寺山	旧石器、縄文、平安～中世	遺物：土師器、須恵器、灰釉陶器、山茶碗、ナイフ形石器、石鏃、石錐、剝片、石核、削器

表 3.2.8-26(2) 事業実施区域及びその周辺における周知の埋蔵文化財包蔵地

No.	遺跡名	種別	所在地	時代	備考	
	大久保遺跡	散布地	多度町小山 字西塚原、他	弥生~平安 、室町	遺物：弥生土器、土師器、須恵器、 山茶碗、古瀬戸、他	
②⑤	大久保古墳群 2号墳	古墳	多度町小山字西塚原	古墳	規模・現状・遺構：円墳	
	大久保古墳群 3号墳	古墳	多度町小山字西塚原	古墳	規模・現状・遺構：円墳	
	大久保古墳群 4号墳	古墳	多度町小山字西塚原	古墳	規模・現状・遺構：円墳 遺物：須恵器	
	大久保古墳群 5号墳	古墳	多度町小山字西塚原	古墳	規模・現状・遺構：円墳	
	大久保古墳群 6号墳	古墳	多度町小山字西塚原	古墳	規模・現状・遺構：円墳 遺物：鏡	
	大久保古墳群 7号墳	古墳	多度町小山字西塚原	古墳	規模・現状・遺構：円墳 遺物：須恵器高杯、壺	
	大久保古墳群 10号墳	古墳	多度町小山字西塚原	古墳	遺物：須恵器横瓶	
	大久保古墳群 11号墳	古墳	多度町小山字大谷	古墳	規模・現状・遺構：円墳	
	大久保古墳群 12号墳	古墳	多度町小山字大谷	古墳	規模・現状・遺構：円墳 遺物：須恵器杯・高杯	
	大久保古墳群 13号墳	古墳	多度町小山字大谷	古墳	規模・現状・遺構：円墳	
	大久保古墳群 14号墳	古墳	多度町小山字西塚原	古墳	遺物：須恵器	
	②⑥	大久保古墳群 1号墳	古墳	多度町小山字大谷	古墳	規模・現状・遺構：円墳
	②⑦	大久保古墳群 8号墳	古墳	多度町小山字大谷	古墳	規模・現状・遺構：円墳
	②⑧	大久保古墳群 9号墳	古墳	多度町小山字大谷	古墳	
②⑨	大久保古墳群 15号墳	古墳	多度町小山字西塚原	古墳	規模・現状・遺構：円墳	
③⑩	大久保古墳群 16号墳	古墳	多度町小山字西塚原	古墳	規模・現状・遺構：円墳	

出典：「桑名市教育委員会文化財 遺跡包蔵地検索」（桑名市教育委員会ホームページ）



凡 例	
<p> 準対象事業実施区域</p> <p> 埋蔵文化財包蔵地</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 0 0.5 1 km </div> <div style="text-align: center;"> </div>
<p>出典：桑名市埋蔵文化財 包蔵地情報地図（桑名市ホームページ）</p>	

図 3.2.8-6 準対象事業実施区域周辺の埋蔵文化財包蔵地

④ 景観保全関係

ア) 景観計画区域

「景観法」(平成16年法律第110号)第8条の規定に基づき、景観行政団体である桑名市は平成23年4月に「桑名市景観計画」を策定しており、準対象事業実施区域の位置する多度町力尾地内は、桑名市景観計画に定める景観計画区域にあたる。

イ) 風致地区

準対象事業実施区域及びその周辺には、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)により指定された風致地区は存在しない。

⑤ 国土防災関係

ア) 森林法に基づく保安林

「森林法」(昭和26年法律第249号)に基づく「保安林」の指定状況は図3.2.8-7に示すとおりである。

準対象事業実施区域の周辺には保安林が存在しているが、準対象事業実施区域内には存在しない。

イ) 地域森林計画対象民有林

「森林法」(昭和26年法律第249号)に基づく「地域森林計画対象民有林」の指定状況は図3.2.8-8に示すとおりである。

準対象事業実施区域及びその周辺には、地域森林計画対象民有林が存在している。

ウ) 砂防法に基づく砂防指定地

「砂防法」(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地の指定状況は図3.2.8-9に示すとおりである。

準対象事業実施区域内及びその周辺には、砂防指定地が存在している。

エ) 土砂災害警戒区域等

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(昭和44年法律第57号)に基づく土砂災害警戒区域等は図3.2.8-10に示すとおりである。

準対象事業実施区域外の北には、急傾斜地の崩壊の発生のおそれのある土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定区域が存在している。

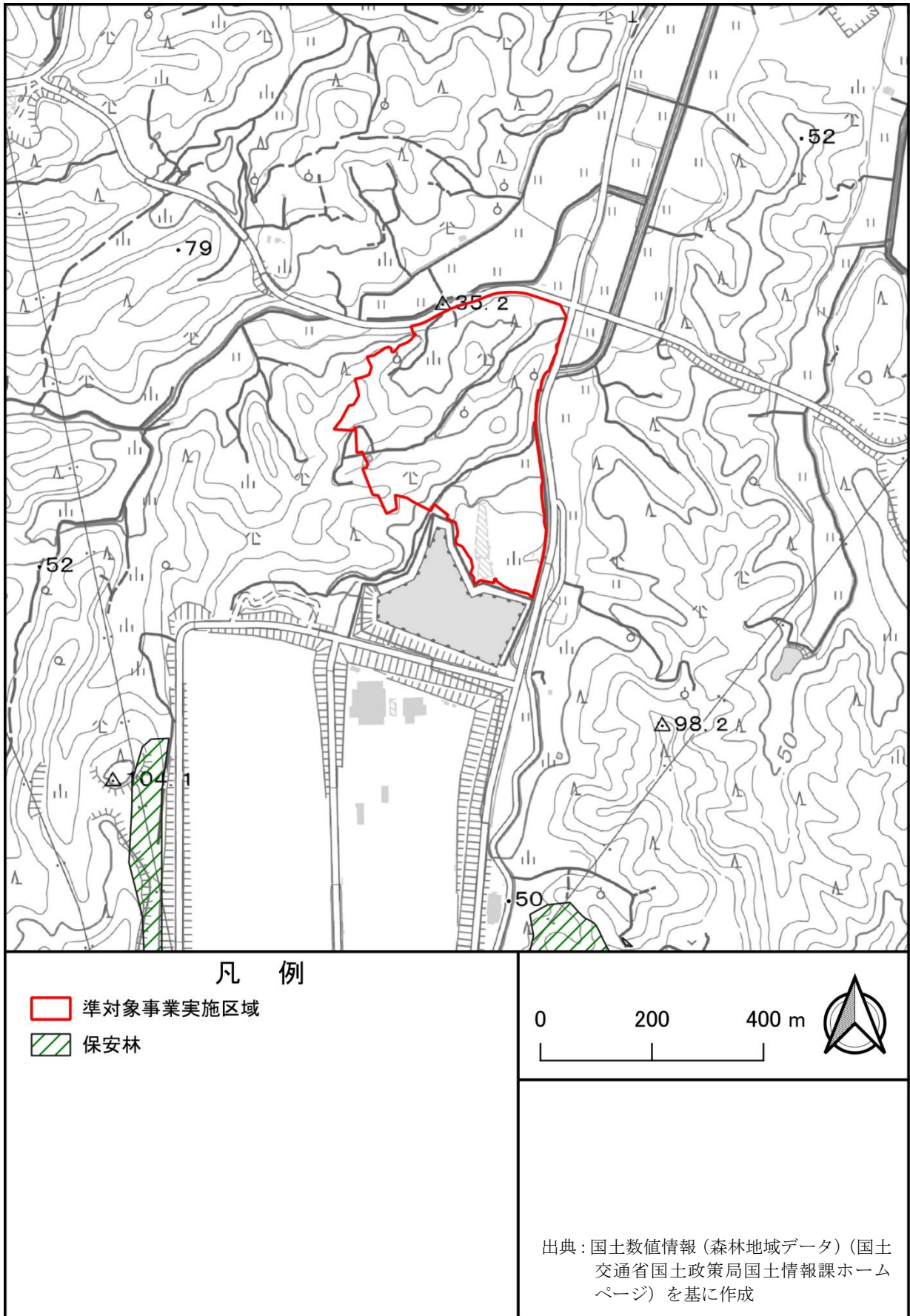


図 3.2.8-7 保安林の指定状況

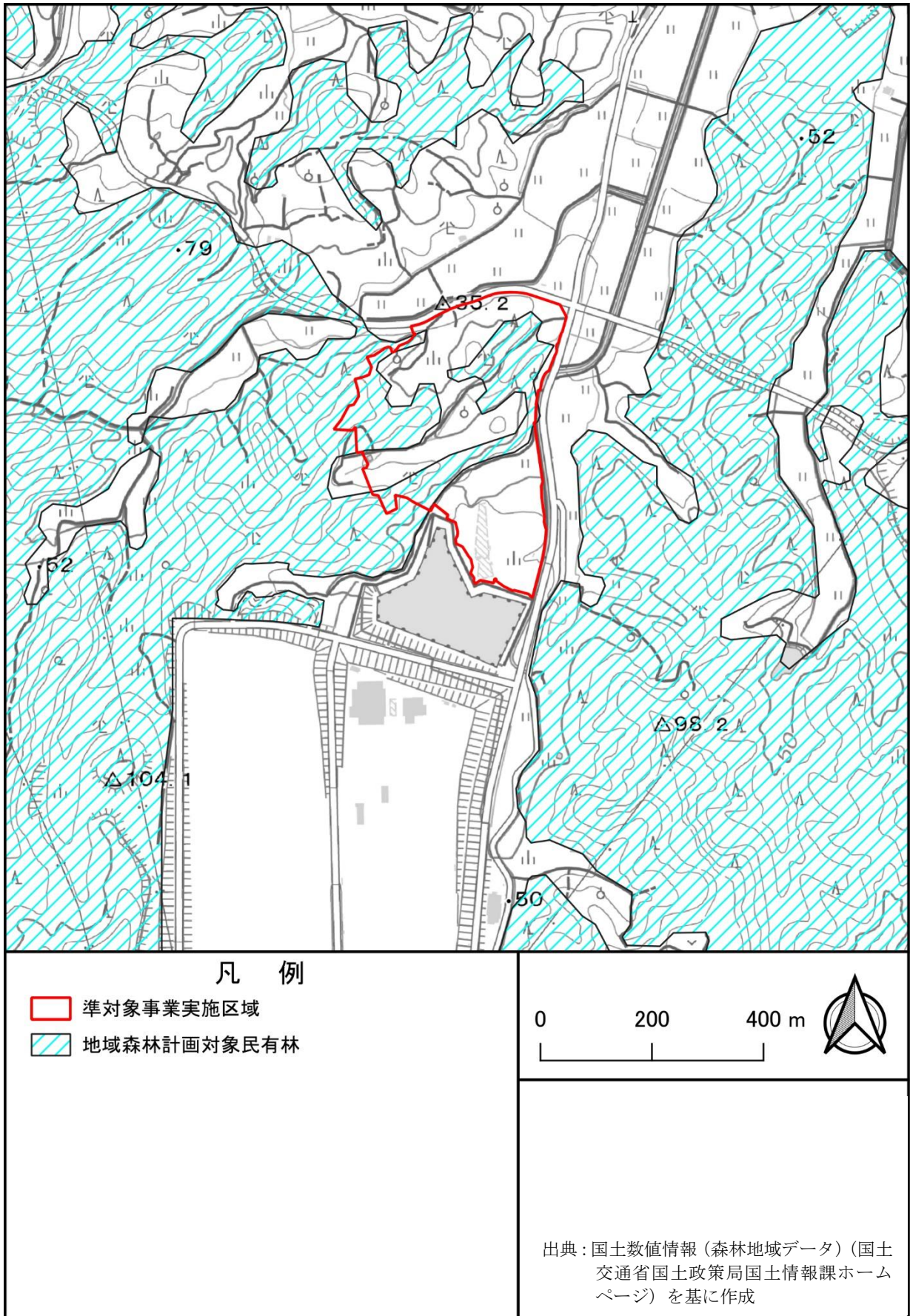


図 3.2.8-8 地域森林計画対象民有林の指定状況

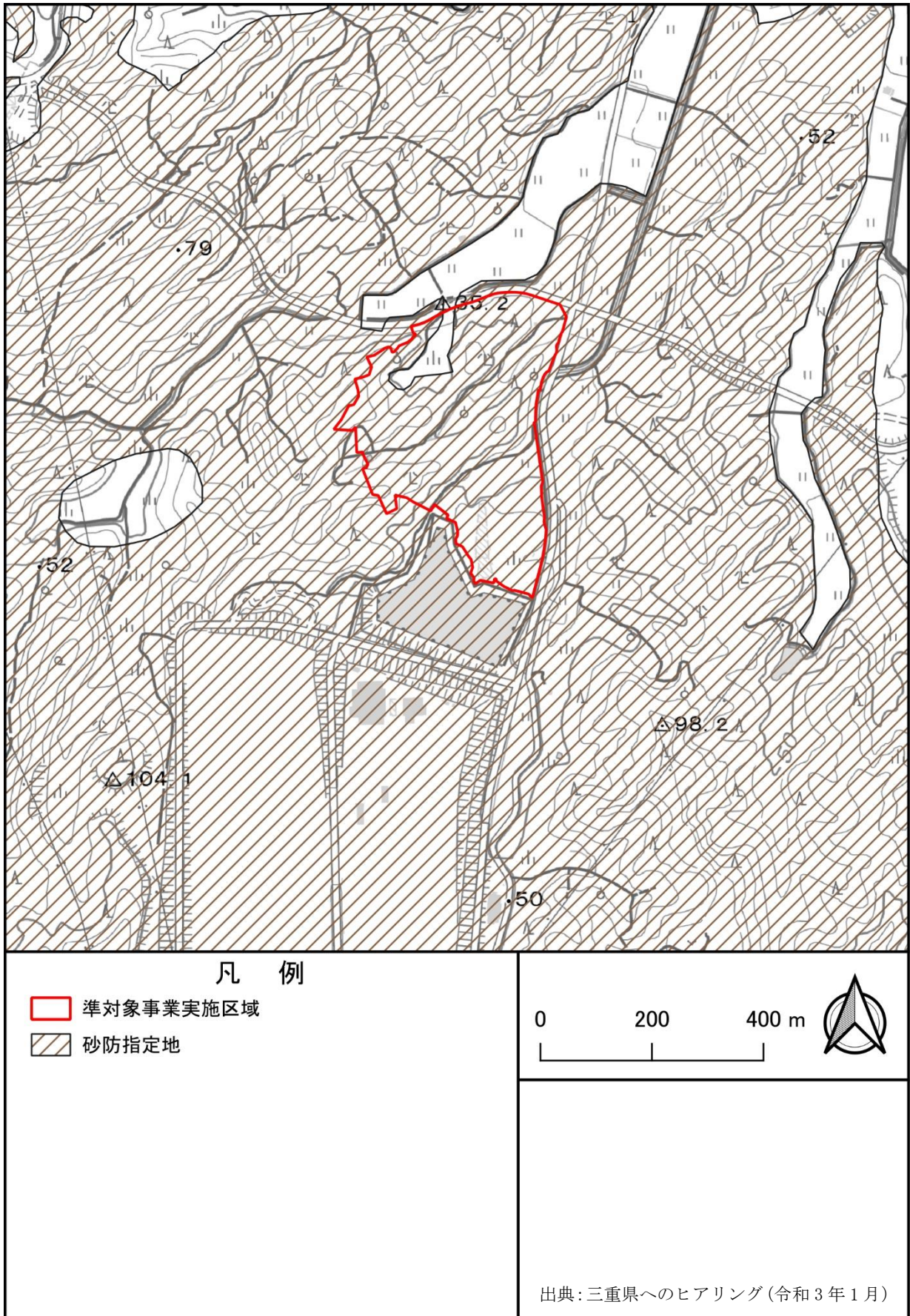


図 3. 2. 8-9 砂防指定地の指定状況

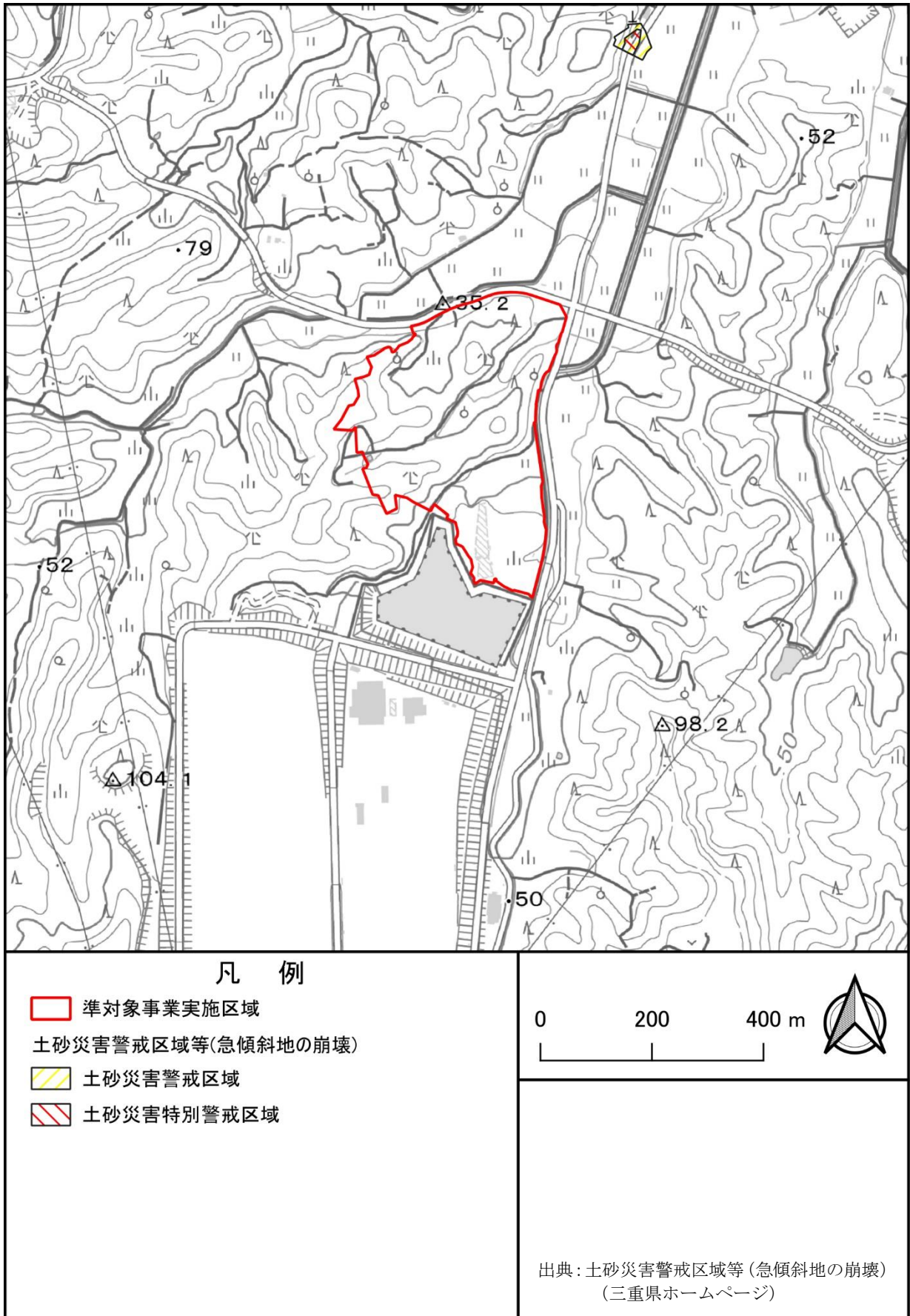


図 3. 2. 8-10 土砂災害警戒区域等の指定状況

3.2.9 関係法令等による規制等

関係法令等による規制状況を表 3.2.9-1 に整理した。

表 3.2.9-1 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無		
			桑名市	準対象事業 実施区域周辺	準対象事業 実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	○
		農業地域	○	○	○
		森林地域	○	○	○
公害防止	都市計画法	都市計画用途地域	○	○	×
	環境基本法	騒音類型指定	○	○	×
		公害防止計画	×	×	×
	騒音規制法	規制地域	○	○	×
	三重県生活環境の保全に関する条例	騒音の規制地域	○	○	○
	振動規制法	規制地域	○	○	×
	三重県生活環境の保全に関する条例	振動の規制地域	○	○	○
	水質汚濁防止法	指定地域	○	○	○
	悪臭防止法	規制地域	○	○	○
	土壌汚染対策法	指定区域	○	×	×
工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制地域	×	×	×	
三重県生活環境の保全に関する条例	揚水の規制地域	○	○	×	
	揚水届出地域	○	○	○	
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×
		国定公園	×	×	×
		県立自然公園	○	○	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×
		県自然環境保全地域	×	×	×
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×	
都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×	
自然保護	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	×
文化財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	○	○*	○*
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○*
		市指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○*
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	×
景観	景観法	景観計画区域	○	○	○
国土防災	都市計画法	風致地区	×	×	×
	森林法	保安林	○	○	×
		地域森林計画対象民有林	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○	○
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	○	○	×	

注1：○；指定あり、×；指定なし

注2：※は、所在地が三重県下及び桑名市一円（地域を定めず指定したもの）の種のみ指定があることを示す。

3.2.10 準対象事業に係る主な許認可等

本事業の実施に伴い必要になると思われる主な許認可等は表 3.2.10-1 に示すとおりである。
 なお、許認可等の必要な手続きについては、関係機関と協議の上、適切に実施する。

表 3.2.10-1 主な許認可等

番号	法令等名称		条項
1	森林法 三重県林地開発許可に関する規則	林地開発許可	法第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可申請 規則第 8 条
2	土壌汚染対策法 三重県生活環境の保全に関する条例	土地の形質の変更の届出	法第 4 条の規定による届出 条例第 72 条の 2 の規定による届出
3	桑名市景観条例	土地の形質の変更	条例第 8 条の規定による届出
4	三重県自然環境保全条例	開発行為届出	条例第 34 条第 1 項の規定による届出
5	三重県自然環境保全条例	捕獲等の届出	条例第 20 条第 1 項の規定による届出
6	桑名市文化財保護条例	現状変更等の制限	条例第 36 条第 1 項の規定による許可申請
7	三重県生活環境の保全に関する条例	揚水設備の設置の届出	条例第 67 条の規定による届出
8	三重県砂防指定地等管理条例	砂防指定地内行為許可	条例第 6 条第 1 項の規定による許可申請
9	三重県土砂等の埋め立て等の規制に関する条例	土砂等の埋立て等の許可	条例第 9 条の規定による許可申請 (区域外土砂を搬入する場合)